

平成26年2月定例会

議案説明資料
予算に関する説明書
(平成26年度当初予算等関係)

危機管理局

*各事業の説明資料の「本年度」の欄は来年度の当初計上額
「前年度」の欄は今年度の当初予算額
「比較」の欄は「本年度」－「前年度」の額

*トータルコストについて

トータルコストは、事業ごとに事業費と人件費を一体としたコストを表します。あくまで、費用対効果を判断するための参考表記ですので、職員定数と厳密には一致していません。

また、人役については、表示単位未満四捨五入で表示しており、結果が0.0人役となるものについては、人件費を0としています。

平成26年2月定例会議案説明資料目次

危機管理局

【予算関係】 （一般会計）

議案番号	件名	課名等	頁
議案第1号	平成26年度鳥取県一般会計予算		
	1 予算説明資料	(総括表)	1
		危機管理政策課	2
		危機対策・情報課	8
		原子力安全対策課	18
	消防防災課	19	
	2 歳入歳出事項別明細書		27
	3 節の明細		29
	4 債務負担行為に関する調書	危機管理政策課ほか	30

【予算関係以外】

議案番号	件名	課名等	頁
議案第40号	鳥取県附属機関条例の一部改正について	危機管理政策課	32
議案第63号	財産の取得（消防防災ヘリコプター）について	消防防災課	34
議案第77号	鳥取県防災及び危機管理に関する基本条例の一部改正について	危機管理政策課	35

議案説明資料総括表

危機管理局（単位：千円）

課名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(一般会計)								
危機管理政策課	367,943	343,186	24,757			5,509	362,434	
危機対策・情報課	219,511	344,088	△ 124,577	60		18,616	200,835	
原子力安全対策課	149,060	352,400	△ 203,340	143,587		20	5,453	
消防防災課	601,859	345,918	255,941	545		38,216	563,098	
合計	1,338,373	1,385,592	△ 47,219	144,192		62,361	1,131,820	

説明

(危機管理政策課)

- ・ (新) 地震被害想定見直し事業
- ・ 津波対策事業
- ・ 災害時における鳥取県版主要業務の継続計画推進事業 等

(危機対策・情報課)

- ・ 防災フェスタ事業
- ・ 24時間災害等初動対応推進事業
- ・ あんしんトリピーメール等運営事業
- ・ 危機管理情報ネットワークシステム管理運営事業 等

(原子力安全対策課)

- ・ 原子力防災対策事業

(消防防災課)

- ・ 住民が主体となった防災体制構築支援事業
- ・ 防災・減災促進事業
- ・ 元気な消防団づくり支援事業 等

平成26年度一般会計当初予算説明資料

2 款 総務費
6 項 防災費
1 目 防災総務費

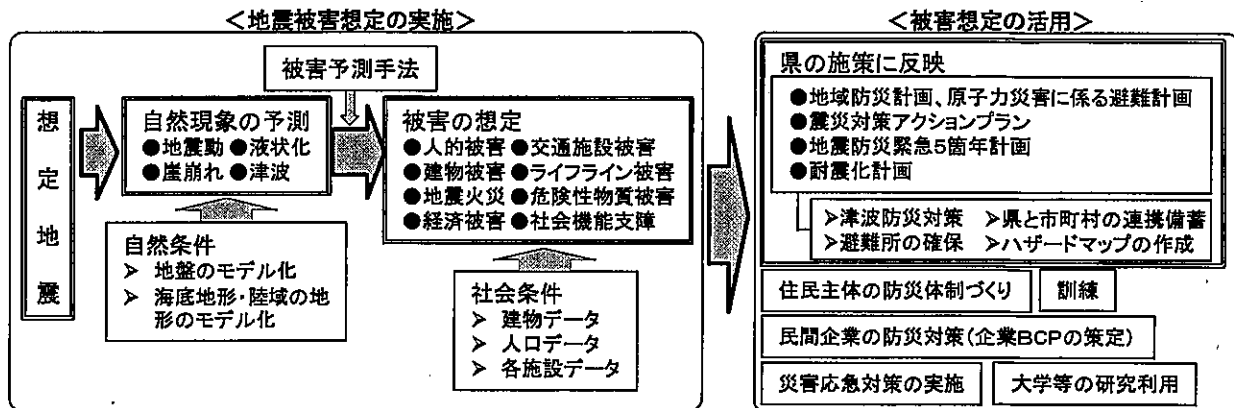
危機管理政策課 (内線：7894)
(単位：千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(新)地震被害想定見直し事業	債務負担行為 (41,796) 18,758	0	18,758				債務負担行為 (41,796) 18,758	
トータルコスト	26,497千円(前年度0千円) [正職員：1.0人]							
主な業務内容	業務委託事務、関係機関との調整事務、鳥取県地震防災調査研究委員会運営事務							
工程表の政策目標(指標)	-							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

- 現在の地震被害想定は10年余り前のデータや知見を用いていることから、最新のデータと知見を用いて見直し、具体的な被害の全体像を正確に明らかにすることによって、県等が実施すべき防災・減災対策の内容と優先順位について一層的確かな判断を図るとともに、防災・減災対策の必要性についての県民の意識を高め、住民が主体となった防災活動の実施を促進する。
- 大規模地震発生時において、実際の震源・震度情報に基づく被害予測を瞬時に行うシステムを構築することによって、災害応急対策と被災者支援活動を迅速かつ適切に開始する体制を整える。



2 主な事業内容

(1) 地震被害想定の見直し

本県に影響を及ぼす可能性が高い地震について、以下の項目に関する被害想定を改めて実施する。

- ①人的被害 ②建物被害 ③交通施設・ライフライン施設の被害 ④危険性物質被害 ⑤社会機能支障 ⑥地域危険度 ⑦経済被害額 (被害を受けた施設および資産の復旧、再建に要する額を示す「直接被害額」に加えて、新たに生産活動の低下がもたらす生産の減少額等を示す「間接被害額」も試算する。)

(2) 被害予測システムの構築

県内に設置する地震計からの震度情報等をもとに、震度分布、倒壊建物数や死傷者数等の被害予測を瞬時に行うシステムを構築する。

※事業費 60,554千円(平成26年度18,758千円、平成27年度(債務負担行為)41,796千円)

3 これまでの取組状況、改善点

- 平成14年度から平成16年度の3箇年にわたり、「鳥取県地震防災調査研究」事業を実施し、本県に大きな影響を与える可能性のある地震について、地震による被害の想定、災害シナリオの作成、地震防災対策の検討等を行った。
- 平成22年度に、被害予測手法を一部見直して、大規模地震災害による死者数を80%以上、直接被害額を40%以上減少させることを目的とした「鳥取県震災対策アクションプラン」を策定し、県地域防災計画に反映するとともに各種施策を実施中(計画期間：平成23～32年度)。
- 東日本大震災の発生を受け、平成23年度に、日本海側での津波発生の波源域を県独自に再検討して津波シミュレーションを行い、暫定の津波浸水予測図の作成と津波による人的被害、建物被害の想定を行った。
- 現在の被害想定に用いている人口分布や建物耐震化状況等の各種データは、10年余り以前のものも多く、現状と相違していること、また、被害予測手法も改善されていることから、想定の内容に対する信頼性が低下している。

平成26年度一般会計当初予算説明資料

2款 総務費

6項 防災費

危機管理政策課 (内線: 7894)

1目 防災総務費

(単位: 千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
津波対策事業	2,481	2,876	△ 395				2,481	
トータルコスト	6,351 千円 (前年度 6,848 千円) [正職員: 0.5 人]							
主な業務内容	津波対策事業を行う市町村に対する交付金の交付							
工程表の政策目標(指標)	-							
事業内容の説明								
<p>1 事業の目的・概要</p> <p>東日本大震災の津波被害を踏まえ、平成23年度に「鳥取県津波対策検討委員会」で新たに設定した津波浸水想定等に基づく津波対策を行う市町村に対して支援を行う。</p> <p>また、津波防災地域づくり法に基づく津波浸水想定を作成、津波災害警戒区域の指定等を行うため、「鳥取県津波対策検討委員会」を改めて設置し、検討を行う。</p> <p>2 主な事業内容</p> <p>(1) 津波対策市町村支援交付金の概要</p> <p>ア 対象: 県内沿岸9市町村</p> <p>イ 対象事業: ①表示板設置(避難所案内板、標高表示板等)</p> <p>②津波対策の学識経験者等を活用した事業(避難計画の策定、避難訓練、研修会等)</p> <p>(学識経験者に係る経費(報償費・旅費・委託料)のみ対象)</p> <p>※津波ハザードマップは平成24年度中に全沿岸市町村で作成</p> <p>ウ 補助率: 1/2</p> <p>※本交付金以外の補助金、交付金、地方債その他の使途が特定された財源及び特別交付税措置相当額を差し引いた額の1/2(千円未満切り捨て)を交付</p> <p>エ 事業費: 1,950千円(内訳: 市町村補助金1,500千円 事務費450千円)</p> <p>※早急な対策を促すため、3年間(平成23~26年度)の期限付補助とする。</p> <p>(2) 鳥取県津波対策検討委員会</p> <p>ア 構成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・外部委員 5名程度(海岸工学、地震学、地震地質学等) ・その他 関係市町村等 <p>イ 経費(4回開催)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・委員報酬 178千円 ・委員旅費 353千円 								

平成26年度一般会計当初予算説明資料

2款 総務費

6項 防災費

1目 防災総務費

危機管理政策課 (内線: 7892)

(単位: 千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫 支出金	起債	その他	一般 財源	
災害時等における鳥取県版主要業務の継続計画推進事業	2,174	2,628	△ 454				2,174	
トータルコスト	8,365千円 (前年度 10,572千円) [正職員: 0.8人]							
主な業務内容	会議開催、指針の作成、推進戦略の検討、各WGとの調整、相談業務、業務継続に関する最新情報の収集・提供、PDCAサイクルによる訓練等による見直し検証、BCPセミナー開催							
工程表の政策目標(指標)	鳥取県版業務継続計画(BCP)策定推進							
事業内容の説明								
<p>1 事業の目的・概要</p> <p>平成23年3月11日に発生した「東日本大震災」での自治体、企業、医療・福祉施設の被害の状況等を踏まえ、オール鳥取県で業務継続計画(BCP)の策定を進めているところであるが、策定を推進する組織(推進会議、コアメンバー会議、ワーキンググループ(WG))を継続設置するとともに、策定されたBCPについて、PDCAサイクルによる見直しを普及させるためにセミナーを開催する。</p> <p>2 主な事業内容</p> <p>(1) 推進会議、コアメンバー会議</p> <p>オール鳥取県でBCP策定を進め、各ワーキンググループとの連携を図り、更なる計画策定と継続的運用を進めるため、推進会議を年3回程度開催する。</p> <p>(2) ワーキンググループ(WG)</p> <p>県庁(担当部局:総務部)、市町村(担当部局:地域振興部)、企業(担当部局:商工労働部)、医療(担当部局:福祉保健部)、福祉施設(担当部局:福祉保健部)の5つのWGにより、各分野のBCP策定推進のための具体的検討や普及啓発等の事業を実施する。</p> <p>※各ワーキンググループの開催に要する経費は、各担当部局ごとに予算計上。</p> <p>(3) BCPセミナーの開催</p> <p>BCPは作成して終わりではなく、PDCAサイクルにより、精度の高いものに見直し続けていく必要があるため、既に業務継続計画を策定している施設等を対象として、業務継続計画を改善するために必要となる訓練手法等を普及するためのセミナーを開催する。</p>								

平成26年度一般会計当初予算説明資料

2款 総務費

6項 防災費

危機管理政策課（内線：7894）

1目 防災総務費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫 支出金	起債	その他	一般 財源	
徳島県との危機事象発生時 相互応援協定具体化事業	1,375	2,125	△ 750				1,375	
トータルコスト	5,245千円（前年度 6,097千円）〔正職員：0.5人〕							
主な業務内容	応援受援体制の構築、現地連絡調整員派遣環境の整備							
工程表の政策目標（指標）	—							
事業内容の説明								
<p>1 事業の目的・概要</p> <p>東日本大震災の教訓を踏まえ平成23年11月18日に全面改定した「鳥取県と徳島県との危機事象発生時相互応援協定」に基づき、発災後速やかに被災県に対し職員を派遣するための体制整備など実効性の確保に向けた取組を行う。</p> <p>また、被災県に対する支援活動を円滑に実施する観点から、両県の危機管理能力向上に係る共同研究（職員災害応援隊などの既存制度の全体的な見直し、職員派遣や物資輸送等に係る具体的内容の検討）を行うとともに、両県の市町村や医療、経済分野等の民間団体による業務継続のための連携を働きかける。</p> <p>2 主な事業内容</p> <p>(1) 応援受援体制の構築</p> <p>応援受援（業務継続を含む。）に係る支援体制構築のため、両県職員の危機管理能力向上に係る共同研究、医療・経済等の民間団体同士での連携検討協議に対する支援などを行う。</p> <p><民間団体間の連携強化の支援></p> <p>県内の企業、医療、福祉等の様々な分野（県や市町村等の自治体を除く。）の団体が相互に連携し、応援受援体制構築（業務継続を含む）を推進するための情報交換を行うために必要な経費を支援する。</p> <p><所要経費> 155千円（県内東・中・西部各1箇所×3名）</p> <p>(2) 現地連絡調整員派遣環境（自己完結型）の整備</p> <p>徳島県が被災した場合に、協定に基づき本県から職員を派遣する体制整備を行う。（東日本大震災での被災地支援の経験を活かし、自己完結型の派遣体制とする。）</p> <p><所要経費> 1,220千円</p> <p>発災時に現地連絡員（現地で本部に入って調整する者）を派遣し、現地で活動するための初動経費。（職員旅費、ガソリン代、物品購入費、高速料金等）</p>								

平成26年度一般会計当初予算説明資料

2款 総務費

6項 防災費

危機管理政策課 (内線: 7064)

1目 防災総務費

(単位: 千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
防災総務事業費	15,336	13,656	1,680			<雑入> 27	15,309	
トータルコスト	49,388千円 (前年度 46,226千円) [正職員: 4.4人、非常勤職員: 3.0人]							
主な業務内容	防災会議開催、防災顧問設置、防災資機材倉庫維持管理等							
工程表の政策目標(指標)	—							
事業内容の説明								
<p>事業の概要</p> <p>県地域防災計画の修正等を審議するための鳥取県防災会議の開催、専門的な立場から指導・助言を受けるための鳥取県防災顧問の任命、危機管理トップセミナーの開催、防災資機材倉庫の維持管理等を行う。</p>								
職員人件費	293,429	280,038	13,391				293,429	
事業内容の説明								
一般職の職員(42名)の人件費である。								

7款 商工費

2項 工鉦業費

危機管理政策課 (内線: 7064)

1目 工鉦業総務費

(単位: 千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
職員人件費	34,390	34,430	△40			<手数料> 5,482	28,908	
事業内容の説明								
一般職の職員(5名)の人件費である。								

平成26年度一般会計当初予算説明資料

危機管理政策課（内線：7064）

【終了・廃止事業】

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
【終了】 広域防災拠点整備検討事業	0	5,182	△ 5,182					
トータルコスト	0千円（前年度 17,098千円）							
【廃止】 鳥取地震から70年を契機とする減災マインド醸成事業	0	1,536	△ 1,536					
トータルコスト	0千円（前年度 6,303千円）							
【廃止】 職員災害応援体制整備及び防災力向上（訓練・研修）事業	0	715	△ 715					
トータルコスト	0千円（前年度 7,070千円）							

平成26年度一般会計当初予算説明資料

2款 総務費

6項 防災費

危機対策・情報課（内線：7278）

1目 防災総務費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
防災フェスタ事業	6,344	6,226	118				6,344	
トータルコスト	17,953千円（前年度18,142千円）〔正職員：1.5人〕							
主な業務内容	県民が参画し、地域防災力の向上につながる総合防災訓練の実施							
工程表の政策目標（指標）	地域防災力向上（自助、共助、公助）のために必要な防災意識の高揚を県民とともに図る。							
事業内容の説明								
<p>1 事業の目的</p> <p>県民の防災意識及び自助・共助の重要性への認識を高めるとともに、防災関係機関の災害対応能力の向上と連携の強化を図り、地域防災力の向上に資するため、平成26年度においては県中部地区で、防災訓練と県民の参加体験型のイベントを併せて実施する。</p> <p>※ 防災フェスタは、県内各地（東部、中部、西部）を毎年度持ち回りで実施 （H24：西部 H25：東部 H26：中部）</p> <p>(1) 防災関係機関の訓練</p> <p>関係防災機関の実働訓練の場と捉え、実践的な内容の訓練を実施する。さらに来場者が訓練を間近で見学できるようにし、訓練内容を解説する。また、市町の総合防災訓練等との連携を行い、相互に訓練効果の向上を図れるようにする。</p> <p>(2) 地域住民や自主防災組織との連携</p> <p>地域住民や自主防災組織、消防団等にも積極的な訓練参加を促すとともに、イベントを協働して実施し、自助・共助の重要性を認識することにより、地域防災力向上につなげる。</p> <p>2 事業の概要（予定…今後地元市町等と協議しながら詳細を決定）</p> <p>ア 開催月 平成26年9～11月（予定）</p> <p>イ 場所 県中部地区</p> <p>ウ 内容（現時点での想定）</p> <p>① はしご車、防災ヘリ等による救出訓練、中国電力等のライフライン機関による災害復旧訓練等</p> <p>② 住民避難訓練、災害時要援護者対応訓練、シェイクアウト訓練、県と市町間の情報伝達訓練</p> <p>③ 炊き出し訓練</p> <p>④ 救命救急講習（AED操作講習等）、防災資機材の展示</p> <p>⑤ 防災体験学習展示コーナー設置（起震車、防災機関の車両展示等）</p> <p>⑥ 自主防災組織等と連携し、防災施設等を見て回る防災ウォークの実施</p> <p>⑦ 防災意識の啓発につながるステージ</p> <p>※ シェイクアウトとは、「姿勢を低くし、頭を守り、動かない」という安全行動をすること</p> <p>3 これまでの取組状況、改善点</p> <p>(1) 防災フェスタは、平成20年度の開始以来、従来型の公助訓練中心の総合防災訓練から、防災関係機関の訓練実施とともに、県民の体験・参加ができる企画も併せて実施する手法に変更して、大規模な集客イベントとして実施してきた。これにより、総合防災訓練時代と比べて多くの県民の参画を得ることができ、県民の防災意識の啓発・向上に大きな成果があった。</p> <p>(2) 今後は、この成果を踏まえて、地域住民や自主防災組織等との連携や協働を進めて、自主防災組織等の活性化を図り、地域防災力の向上につながる取り組みを進めていく。</p> <p>(3) また、これらの取り組みを通して、住民主体の地域防災体制の構築につなげていく。</p> <p>(4) 計画構想段階から地元市町及び関係団体と協議しながら進めるとともに、自主防災組織や消防団等の関係団体と訓練やイベント企画で連携する際には、県が全体の調整を図りつつ、自主的な企画運営による実施を基本とする。</p>								

平成26年度一般会計当初予算説明資料

2款 総務費

6項 防災費

1目 防災総務費

危機対策・情報課（内線：7278）

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫 支出金	起債	その他	一般 財源	
危機管理対策事業	3,472	2,957	515				3,472	
トータルコスト	28,237千円（前年度 22,023千円）[正職員：3.2人]							
主な業務内容	防災関係機関との連携強化、庁内の危機管理体制整備、危機対応マニュアルの整備等							
工程表の政策目標(指標)	県庁の危機管理対処能力の向上							
事業内容の説明								
<p>防災関係機関との連絡会議を開催して連携を強化するとともに、自然災害や各種の危機事案が発生した場合に、迅速な初動対応と的確な応急対応が実施できるよう県庁内の体制整備を進めていく。</p>								
防災力向上(訓練・研修)事業	1,387	1,386	1				1,387	
トータルコスト	15,317千円（前年度 15,685千円）[正職員：1.8人]							
主な業務内容	職員の災害対応能力の向上を図るため、訓練、研修等を実施							
工程表の政策目標(指標)	県庁の危機管理対処能力の向上							
事業内容の説明								
<p>職員の災害対応能力の習熟・向上を図り、災害対応を的確に行うため、訓練や研修を実施する。</p>								
区 分				内 容				
災害対策本部（又は警戒本部）の模擬訓練の実施				大雨、洪水、大雪等の各種自然災害やその他の災害による被害を想定し、県災害対策本部（又は警戒本部）を模擬的に設置し、災害対応能力の向上及び関係機関との連携強化を図る。				
各種訓練への参加及び参観				他の府県が実施する総合防災訓練や防災関係機関が主催する各種訓練に参加、参観する。				
防災顧問の指導・助言				県が実施する各種訓練等について、県防災顧問による指導・助言を受ける。				
鳥取県職員災害応援隊の体制整備				大規模災害が発生した場合に、県内市町村及び応援協定締結の他県が実施する災害応急対策の支援を行う職員災害応援隊の体制整備を行う。また、要請があった場合は、応援隊を派遣する。 ① 新規登録隊員に対する活動用被服及び装備品を配布 ② 訓練の実施				
災害時緊急支援チームの体制整備				大規模災害発生時において、市町村の災害対策本部の迅速かつ的確な意思決定を支援し、県との連絡調整を行うため、県の幹部職員や専門知識を有する職員からなる災害時緊急支援チームの体制を整備しておく。				

平成26年度一般会計当初予算説明資料

2款 総務費

6項 防災費

危機対策・情報課 (内線: 7278)

1目 防災総務費

(単位: 千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考												
				国庫 支出金	起債	その他	一般 財源													
国民保護対策事業	1,386	1,386	0				1,386													
トータルコスト	6,029 千円 (前年度 6,152 千円) [正職員: 0.6 人]																			
主な業務内容	県国民保護計画の修正、国民保護協議会及び国民保護講座の開催等																			
工程表の政策目標(指標)	-																			
事業内容の説明																				
<p>国民保護法に基づき、県の国民保護計画の修正を行い、国民保護協議会を開催するとともに、国民保護に関する普及啓発を目的とした研修会を開催する。</p> <p><実施内容> (単位: 千円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>事 業 内 容</th> <th>金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民保護計画の修正 国民保護協議会の開催</td> <td>国の基本指針の修正などを踏まえた県国民保護計画の修正計画案を、広く県民の意見を求めて策定する。また、この策定した修正計画案等について諮問するため国民保護協議会を開催する。</td> <td>1,281</td> </tr> <tr> <td>国民保護訓練の実施</td> <td>市町村が実施する国民保護訓練と連携するとともに、他都道府県の国民保護訓練に参画、参観し、国民保護措置の対処能力の向上を図る。</td> <td></td> </tr> <tr> <td>国民保護講座の実施</td> <td>県民に対して国民保護の普及と理解の促進を図るための講座を実施する。</td> <td>105</td> </tr> </tbody> </table>									区 分	事 業 内 容	金 額	国民保護計画の修正 国民保護協議会の開催	国の基本指針の修正などを踏まえた県国民保護計画の修正計画案を、広く県民の意見を求めて策定する。また、この策定した修正計画案等について諮問するため国民保護協議会を開催する。	1,281	国民保護訓練の実施	市町村が実施する国民保護訓練と連携するとともに、他都道府県の国民保護訓練に参画、参観し、国民保護措置の対処能力の向上を図る。		国民保護講座の実施	県民に対して国民保護の普及と理解の促進を図るための講座を実施する。	105
区 分	事 業 内 容	金 額																		
国民保護計画の修正 国民保護協議会の開催	国の基本指針の修正などを踏まえた県国民保護計画の修正計画案を、広く県民の意見を求めて策定する。また、この策定した修正計画案等について諮問するため国民保護協議会を開催する。	1,281																		
国民保護訓練の実施	市町村が実施する国民保護訓練と連携するとともに、他都道府県の国民保護訓練に参画、参観し、国民保護措置の対処能力の向上を図る。																			
国民保護講座の実施	県民に対して国民保護の普及と理解の促進を図るための講座を実施する。	105																		
自衛隊員募集等事務費	60	60	0	60																
トータルコスト	834 千円 (前年度 854 円) [正職員: 0.1 人]																			
主な業務内容	自衛官募集に係る募集期間、試験期日等の告示等を行う。																			
工程表の政策目標(指標)	-																			
事業内容の説明																				
<p>自衛隊法に基づく法定受託事務として、自衛官募集に係る募集期間、試験期日等の告示等を行う。</p>																				

平成26年度一般会計当初予算説明資料

2款 総務費
6項 防災費
1目 防災総務費

危機対策・情報課 (内線: 7878)
(単位: 千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
大規模災害に備えた災害対策本部・防災関係機関活動環境整備事業	1,882	16,179	△ 14,297				1,882	
トータルコスト	6,525千円 (前年度 20,945千円) [正職員: 0.6人]							
主な業務内容	災害対策本部及び国・防災関係機関等の活動環境の整備							
工程表の政策目標(指標)	県庁の危機管理対処能力の向上							
事業内容の説明								
1 事業の目的・概要								
地震、津波等による大規模・広域的な災害時において、被害の軽減、早期の災害復旧及び生活支援に繋げていくため、県と国(国土交通省、自衛隊、海上保安庁など)消防など防災関係機関が迅速・円滑に連携しながら、災害対策を展開する上で必要な災害対策本部及び国・防災関係機関の活動環境の整備を行う。								
2 主な事業内容								
防災関係機関執務室: 県庁第二庁舎4階								
年度	項目	内容						
26	備品整備	<ul style="list-style-type: none"> ・ パーソナルコンピューター 10台 ・ 複合型プリンター 5台 ・ 電子ホワイトボード(手書簡易版) 2台 						
※平成24年度 可動間仕切り、電源・映像・電話、空調設備整備								
※平成25年度 シャワー設備、可動間仕切り、衛星ブロードバンド・インターネット環境整備 モニター整備								

平成26年度一般会計当初予算説明資料

2款 総務費

6項 防災費

危機対策・情報課（内線：7950）

1目 防災総務費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
24時間災害等初動対応推進事業	8,827	8,814	13			<雑入> 35	8,792	
トータルコスト	21,209千円（前年度 26,291千円）〔正職員：1.6人、非常勤職員：4.0人〕							
主な業務内容	災害情報センターの運営及び24時間体制（夜間休日）の確保							
工程表の政策目標（指標）	県庁内の危機管理対処能力の向上							
事業内容の説明								
<p>1 事業の目的・概要</p> <p>自然災害等の危機管理事象に関する情報を早期に覚知し、迅速に提供することにより、県民の安全安心や被害の軽減につなげていくため、「災害情報センター」において、夜間・休日を含め、自然災害や事故等の緊急事象が発生した場合に備えた情報集約、情報提供等を行う。</p> <p>2 主な事業内容</p> <p>(1) 災害情報センターの事業内容</p> <p>ア 自然災害等の予兆情報や警戒体制、非常体制への移行を踏まえた災害情報の収集・整理・分析</p> <p>イ 県民に対する災害情報や生活安全情報の提供と、県民からの問い合わせへの対応</p> <p>(ア) 県ホームページ（とりネット）、県モバイル版ホームページ、とりったー（ツイッター）、あんしんトリピーメール及び緊急速報（エリア）メール等による情報発信</p> <p>(イ) 災害情報ダイヤルによる問い合わせ対応</p> <p>ウ 危機管理事象発生時の初動対応の実施</p> <p>(2) 24時間体制（夜間・休日対応）の確保</p> <p>平日の夜間、休日においても、災害・危機管理事象に係る情報収集、整理及び提供などを行うため、24時間体制を確保する。</p> <p>ア 体制 職員2名</p> <p>(ア) 各部局の管理職職員又は危機管理局職員 1名</p> <p>(イ) 非常勤職員（防災連絡員） 1名</p> <p>イ 業務内容</p> <p>(ア) 気象情報端末等による情報収集・確認（気象、震度情報等）</p> <p>(イ) 関係先（県、関係機関、市町村）への初期被害等情報の確認、収集</p> <p>(ウ) 県各部局が所管する災害・危機管理事象に係る情報の受信</p> <p>(エ) 迅速・的確な初期情報収集及び県民、県幹部職員、防災関係機関等への情報伝達など</p>								

平成26年度一般会計当初予算説明資料

2款 総務費

6項 防災費

危機対策・情報課 (内線: 7950)

1目 防災総務費

(単位: 千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫 支出金	起債	その他	一般 財源	
あんしんトリピーメールシステム等運営事業	4,560	3,179	1,381				4,560	
トータルコスト	9,203千円 (前年度 11,123千円) [正職員: 0.6人]							
主な業務内容	鳥取県あんしんトリピーメールシステム等の運用							
工程表の政策目標(指標)	あんしんトリピーメールの普及 (H27年度末 19,800人登録)							
事業内容の説明								
<p>1 事業の目的・概要</p> <p>防災・危機管理等に関する情報を的確に情報提供し、県民の安心安全につなげていくため、「あんしんトリピーメール」を配信するとともに、職員の迅速な初動対応に資するため「職員参集・情報提供メール」を配信する。</p> <p>2 主な事業内容</p> <p>あんしんトリピーメール及び職員参集・情報提供メールを以下のとおり運用する。</p> <p>○あんしんトリピーメール【対県民用】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県、市町村が気象情報などの防災情報、道路情報、公共交通情報及び不審者の情報など身近な防犯情報等の地域安全情報などを利用者(県民)に対してメールで配信する。 ・災害発生情報などを利用者(県民)から受信したときは、内容確認の上、県や市町村等の防災関係機関が迅速に応急活動を実施し、被害拡大の防止等に努めるとともに、県民への情報提供のためメール配信やインターネットで公開する。 <p>○職員参集・情報提供メール【対職員用】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害発生後、速やかに一斉メール配信により出勤要員(県職員)への連絡・情報提供を行い、情報共有及び初動対応の迅速化を図る。 								
(新)大規模災害に対応した衛星携帯電話等整備事業	2,062	0	2,062				2,062	
トータルコスト	2,836千円 (前年度 0千円) [正職員: 0.1人]							
主な業務内容	災害時情報連絡員用の衛星携帯電話、携帯発電機の整備							
工程表の政策目標(指標)	迅速・的確な防災情報の収集							
事業内容の説明								
<p>1 事業の目的・概要</p> <p>大規模地震や特別警報など重大な大雨等風水害の発生に対し、迅速・的確な減災対応を図るため、情報連絡員を市町村庁舎へ派遣した際の通話連絡及び情報通信手段の確保に要する衛星携帯電話及び携帯発電機について、全市町村へ情報連絡員を派遣した場合に対応できるよう追加整備を行う。</p> <p>2 主な事業内容</p> <p>(1) 衛星携帯電話の整備</p> <p>全市町村に情報連絡員を派遣した際に確実な電話連絡手段を確保するための衛星携帯電話の不足分を追加して整備する。</p> <p>1台 (中部総合事務所管内市町村分)</p> <p>(2) 携帯発電機の整備</p> <p>情報連絡員派遣時に係る停電等において衛星携帯電話等を使用するための携帯発電機を整備する。</p> <p>10台 (各総合事務所等所管市町村分)</p>								

平成26年度一般会計当初予算説明資料

2款 総務費

6項 防災費

1目 防災総務費

危機対策・情報課 (内線：7788)

(単位：千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考												
				国庫支出金	起債	その他	一般財源													
危機管理情報ネットワークシステム管理運営事業	債務負担行為 (11,320) 152,005	132,532	19,473			<雑入> 18,581	債務負担行為 (11,320) 133,424													
トータルコスト	175,222千円 (前年度 156,364千円) [正職員：3.0人、非常勤職員1.0人]																			
主な業務内容	防災行政無線 (衛星系、地上系)、ヘリコプターテレビ電送システム及び各種のネットワークシステム等の維持管理・運営等																			
工程表の政策目標 (指標)	危機管理情報システム環境の整備																			
事業内容の説明																				
1 事業の目的・概要 防災行政ネットワーク (衛星系・地上系) 等の防災情報システム関連施設、設備の運用・維持管理を行う。																				
2 主な事業内容																				
システム名等	事業の概要							所要経費												
防災行政無線 (衛星系・地上系) 保守委託	<衛星系> 災害時等に、各総合事務所・市町村・消防局・国等と通信するための衛星通信システムの維持管理・運営を行う。 <地上系> 災害時等に防災関係機関、車載・携帯型無線機等と通信するとともに、ヘリコプターテレビ映像や、河川観測水位データ等の伝送路として使用する無線通信システムの維持管理・運営を行う。							78,879												
ヘリコプターテレビ電送システム保守委託	消防防災ヘリコプターで撮影した災害現場の映像をリアルタイムに県庁、総合事務所等に送信するシステムの維持管理・運営を行う。							14,816												
震度情報ネットワークシステム保守委託	各市町村で観測した震度情報を鳥取県情報ハイウェイを利用して、県庁内のモニターに表示するとともに、消防庁・気象庁に配信するシステムの維持管理・運営を行う。							7,293												
(臨) 気象情報細分化に伴う一斉 FAX システム改修	平成25年8月に気象庁が運用開始した特別警報を、市町村単位で表示できるように、一斉 FAX システムのソフトを改修する。							8,927												
Web 会議システム保守委託	新型インフルエンザで開発した非接触型の会議開催が可能な Web 会議システムの維持管理・運営を行う。 <債務負担行為> (平成27～30年度)							1,334												
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>限度額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成27年度</td> <td>3,478</td> </tr> <tr> <td>平成28年度</td> <td>3,478</td> </tr> <tr> <td>平成29年度</td> <td>2,182</td> </tr> <tr> <td>平成30年度</td> <td>2,182</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>11,320</td> </tr> </tbody> </table>							年度	限度額	平成27年度	3,478	平成28年度	3,478	平成29年度	2,182	平成30年度	2,182	計	11,320	
年度	限度額																			
平成27年度	3,478																			
平成28年度	3,478																			
平成29年度	2,182																			
平成30年度	2,182																			
計	11,320																			
事務費等	自治体衛星通信機構負担金、非常勤職員人件費及び事務費等							40,756												

平成26年度一般会計当初予算説明資料

2款 総務費
6項 防災費
1目 防災総務費

危機対策・情報課 (内線：7788)
(単位：千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考												
				国庫支出金	起債	その他	一般財源													
鳥取県防災映像情報等統合提供システム運用事業	4,657	4,692	△ 35				4,657													
トータルコスト	5,431千円 (前年度 5,486千円) [正職員：0.1人]																			
主な業務内容	防災映像情報等統合提供システムの運営管理																			
工程表の政策目標(指標)	危機管理情報システム環境の整備																			
事業内容の説明																				
<p>1. 事業の目的・概要</p> <p>大雨や洪水の異常気象時等において、住民の早期避難や安全確保、市町村・県の迅速、的確な応急対策に活かすため、県内の道路・河川等のカメラ映像及びテレメータ情報(雨量、温度、河川水位等観測データ)等をホームページで公開し、県民に提供する防災映像情報等統合提供システムの運用を行う。</p> <p>2. 主な事業内容</p> <p>道路・河川等のカメラ映像及びテレメータ情報等をホームページで公開するため、当該データを蓄積保存している防災映像情報等統合提供システムのサーバ、通信回線等の年次保守及び経年劣化に係る部品交換等の保守管理を行う。</p> <p>(参考) 公開及び保存する映像及び雨量情報等 国及び県が管理する道路・河川のカメラ映像及びテレメータ情報等を公開 ○ 県内の国管理の河川・道路映像：カメラ数334局 ○ 県管理の河川・道路映像：カメラ数110局</p>																				
全国瞬時警報システム年次保守管理事業	4,665	4,356	309				4,665													
トータルコスト	6,987千円 (前年度 5,150千円) [正職員：0.3人]																			
主な業務内容	県立施設(108施設)に整備したJ-ALERT(全国瞬時警報システム)の年次保守を行う。																			
工程表の政策目標(指標)	危機管理情報システム環境の整備																			
事業内容の説明																				
<p>1. 事業の目的・概要</p> <p>緊急地震速報等を速やかに入手し、初動時の体制・対応を確保し被害の軽減に繋げるため、一定規模以上の県立施設(108施設)に整備したJ-ALERT(全国瞬時警報システム)の年次保守を行う。</p> <p>2. 主な事業内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 人事異動等により施設管理担当者が変更になった場合のアドレス変更 ・ 消防庁及び気象庁の発表基準変更に係る設定変更 ・ 経年劣化による機器故障が発生した場合の速やかな修理 ・ 機器バージョンアッププログラムのインストール等 ・ 無停電電源装置のバッテリー交換 ・ 定期的な機器動作試験 等 <p>3. J-ALERTを整備した施設</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>基準内容</th> <th>施設数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H20～H22</td> <td>延床面積1,000平方メートル以上の県立施設(ただし、少人数施設は除く。)</td> <td>79</td> </tr> <tr> <td>H23</td> <td>防災上の重要施設(警察)</td> <td>23</td> </tr> <tr> <td>H24</td> <td>不特定多数の者が利用し、要援護者が利用する福祉施設</td> <td>6</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ J-ALERT(全国瞬時警報システム)の概要</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 消防庁が緊急情報を通信衛星の活用により配信するシステム。 ・ 緊急地震速報、津波警報及び国民保護に関する事態などが発生した場合に、情報を送信し、市町村の同報系防災行政無線等を通して、住民に緊急情報を瞬時に伝達するもの。 									年度	基準内容	施設数	H20～H22	延床面積1,000平方メートル以上の県立施設(ただし、少人数施設は除く。)	79	H23	防災上の重要施設(警察)	23	H24	不特定多数の者が利用し、要援護者が利用する福祉施設	6
年度	基準内容	施設数																		
H20～H22	延床面積1,000平方メートル以上の県立施設(ただし、少人数施設は除く。)	79																		
H23	防災上の重要施設(警察)	23																		
H24	不特定多数の者が利用し、要援護者が利用する福祉施設	6																		

平成26年度一般会計当初予算説明資料

2款 総務費
6項 防災費
1目 防災総務費

危機対策・情報課 (内線: 7788)
(単位: 千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
鳥取県災害情報システム保守運用事業	26,245	8,330	17,915				26,245	
トータルコスト	33,210千円 (前年度 13,096千円) [正職員: 0.9人]							
主な業務内容	鳥取県災害情報システムの保守、運用等							
工程表の政策目標(指標)	危機管理情報システム環境の整備							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

災害時における県・市町村・防災関係機関等による災害対応業務の効率化や迅速化、住民等への情報伝達手段の拡充を図るため、公共情報コモンズ(テレビ、ラジオ等多様なメディアに配信する仕組み)、あんしんトリピーメール及びホームページなどを活用して住民等への情報配信を行うために整備した「鳥取県災害情報システム」の保守、運用等を行う。

2 主な事業内容

(1) 訓練及び実運用

本システムを活用し、自然災害等を想定した訓練や災害時における実運用を行うとともに、県各部署、市町村に対して運用方法の説明を行う。

(2) 保守運用

システムの根幹となるクラウドサーバの保守運用、最新のセキュリティー対策及び最新のGIS(地図)情報への更新等を行う。

(3) ソフト改修保守

帳票様式の修正、組織改正等に係る修正を行う。また、新たな災害対応や訓練等により得られた教訓等から、パソコン操作性や視覚性等を改良する。

3 所要経費の内容

区分	内容	金額
保守運用費	システム保守委託 クラウドサーバ利用料、システム利用料 GIS(地図)利用料等	23,634
ソフト改修保守費	組織改正等に伴う帳票・様式の修正 訓練や実運用による操作性の向上のための改修等	1,250
衛星インターネット回線整備、利用料	大規模災害で地上インターネット回線が利用できない場合に備え、災害対策本部室に衛星インターネット回線を整備・運用	1,361

[システムイメージ]



[参考]

鳥取県災害情報システムの整備については、国の補助金(防災情報通信基盤整備事業)を活用して平成24~25年度に整備を行った。(H24→H25明許繰越)

平成26年度一般会計当初予算説明資料

2款 総務費

6項 防災費

1目 防災総務費

危機対策・情報課 (内線: 7788)

(単位: 千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
防災行政無線局舎耐震・老朽改修事業	1,959	14,309	△ 12,350				1,959	
トータルコスト	4,281千円 (前年度 15,898千円) [正職員: 0.3人]							
主な業務内容	防災行政無線(地上系)無線局舎の耐震改修診断結果を踏まえた老朽改修計画の策定等							
工程表の政策目標(指標)	危機管理情報システム環境の整備							
事業内容の説明								
1 事業の目的・概要								
地震等災害時において、県内の情報収集や市町村、消防局、国等と情報伝達を行う防災行政無線(地上系)施設、設備の保全を図るため、無線局舎の耐震診断の結果を踏まえた老朽改修計画の策定等を行う。								
2 主な事業内容								
項目		内容						
・局舎老朽改修実施設計		・4カ所の無線局舎の老朽改修実施設計 (八頭局舎、空山局舎、第二鉢伏局舎、古峠山第2局舎)						
・鉄塔老朽改修実施設計		・1カ所の鉄塔の老朽改修実施設計 (西部総合事務所)						
【参考】今後の予定								
・局舎老朽改修工事		・9カ所の無線局舎の老朽改修工事 (鉢伏山局舎、霊石山局舎、古峠山第1局舎 外6カ所)						
・鉄塔老朽改修工事		・15カ所の鉄塔の老朽改修工事 (鉢伏山、霊石山、西部総合事務所 外12カ所)						

危機対策・情報課 (内線: 7788)

【廃止事業】

(単位: 千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
直流電源装置更新事業	0	139,682	△ 139,682					
トータルコスト	0千円 (前年度 141,271千円)							

平成26年度一般会計当初予算説明資料

2款 総務費

6項 防災費

1目 防災総務費

原子力安全対策課(内線:7974)

(単位:千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
原子力防災対策事業	債務負担行為 (56,729) 149,060	352,400	△203,340	債務負担行為 (56,729) 143,587		<雑入> 20	5,453	
トータルコスト	218,711千円(前年度423,896千円)[正職員:9.0人、非常勤職員:2.0人]							
主な業務内容	原子力防災ネットワーク等のシステムの保守、放射線測定器の維持管理等							
工程表の政策目標(指標)	-							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

中国電力(株)島根原子力発電所及び独立行政法人日本原子力研究開発機構人形峠環境技術センターにおける原子力災害の発生に備えて、必要な防災対策を講ずる。

2 主な事業内容

[事業概要]

原子力災害発生時の情報共有等のために必要となる原子力防災ネットワークシステムの保守、放射線測定器の維持管理及び原子力防災訓練の実施等の原子力防災対策を講ずる。

(単位:千円)

国交付金	事業内容	説明	予算
初動体制の強化等 ※注1	(1) 原子力発電施設等緊急時安全対策交付金 ・原子力防災ネットワーク等のシステムの保守 ・放射線測定器の維持管理 ・原子力防災普及啓発 ・原子力防災訓練の実施	・原子力災害発生時の情報共有等のために必要となる原子力防災ネットワーク等のシステムの更新及び保守。 ・可搬型モニタリングポスト及び放射線測定器の校正、維持修繕等の実施。 ・原子力防災訓練、防災講演会等の実施。	93,967
	(2) 放射線監視等交付金 ・原子力防災専門家会議の開催 ・環境放射線モニタリングシステム等の保守 ・環境試料の分析	・原子力専門家からの原子力防災対策等に関する指導、助言等を得ることを目的とした会議を開催。 ・環境放射線状況の情報収集等を行うための環境放射線モニタリングシステム等の保守	49,630
被ばく医療体制の整備 ※注2	(1) 原子力発電施設等緊急時安全対策交付金 ・二次被ばく医療機関等の施設整備 ・被ばく医療体制整備	・ホールボディカウンタ、汚染検査除染室等整備。 ・スクリーニング、除染用品の整備、被ばく医療研修の実施等。	(167,949)
平常時モニタリング体制整備 ※注3	(2) 放射線監視等交付金 ・原子力環境センター(仮称)の整備 ・環境試料の分析	・平常時の放射線レベルの把握、緊急時の放射線情報の収集、分析を行う原子力環境センター(仮称)の整備を進める。 ・平常時モニタリングとして、環境試料の分析等を行い、平常時の放射線レベルを把握する。	(169,310)
単原費	・非常勤職員人件費等	・非常勤職員1名分の人件費等	5,463

※注1:危機管理局事業(島根原子力発電所及び人形峠環境技術センターに係る事業)

※注2:福祉保健部事業(島根原子力発電所に係る事業)

※注3:生活環境部事業(島根原子力発電所に係る事業)

3 債務負担行為

期間	限度額	内容
平成27年度	11,538	原子力防災ネットワークシステムの保守(使用料・賃借料)
平成28年度	11,538	・上斎原オフサイトセンターで収集される事故情報、対応状況等を国、鳥取県、岡山県及び三朝町で直接情報共有するため、各拠点間でTV会議等を実施するネットワークシステムの保守等。
平成29年度	11,538	
平成30年度	11,538	
平成31年度	10,577	

4 これまでの取組状況、改善点

○国における原子力災害対策特別措置法改正や原子力災害対策指針の策定など、原子力安全対策の見直しを踏まえた鳥取県の原子力防災体制を早期に構築することが、県民の安心・安全の確保に繋がることから、平成25年度から27年度までの3か年計画で重点的に資機材(可搬型モニタリングポスト、放射線測定器、ホールボディカウンタ、安定ヨウ素剤等)や原子力環境センター(仮称)を整備することとしている。

○国へ初期投資に必要な予算の確保の要望を継続していくとともに、資機材の運用面での熟練度向上を目指すことにより一層の対策強化を図る必要がある。

○原子力防災体制の強化に向け、今後とも、米子・境港市や防災関係機関等と協議するとともに、引き続き島根県とも連携して適切な対応を行う。

平成26年度一般会計当初予算説明資料

2款 総務費

6項 防災費

消防防災課 (内線: 7082)

1目 防災総務費

(単位: 千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
住民主体の防災体制づくり事業	11,369	9,409	1,960			<基金繰入金> 5,768	5,601	

トータルコスト 19,882千円 (前年度 18,148千円) [正職員: 1.1人]
 主な業務内容 地域住民の防災体制構築、自主防災活動啓発、西部地震展示交流センター運営
 工程表の政策目標(指標) 自主防災組織の拡充、消防団の強化、地域住民の防災活動への参加促進
 事業内容の説明 【とっとり支え愛基金充当】

1 事業の目的・概要

過疎・高齢化が進む中、県民の安全・安心な暮らしを着実に構築していくため、地域住民が将来(10年後)を見据えて主体的・意欲的に自助・共助に取り組む防災活動の支援を行う。また、自主防災組織の組織率の向上や活動の活性化、鳥取県西部地震の貴重な体験を後世に伝えること等を目的に、県民の防災意識の普及啓発、西部地震展示交流センターの運営を行う。

2 主な事業内容

(1) 住民が主体となった防災体制構築支援事業 6,164千円

区分	事業内容	金額(千円)
コーディネーターの配置(6市町村)	安全生活基盤構築事業(福祉保健部所管)のモデル町(岩美町、若桜町、智頭町、北栄町、江府町)に配置されたコーディネーターに対して地域防災活動(防災マップづくり、集落集合体での防災ワークショップ、防災訓練等)を促進する業務を委託 ※平成26年度は、モデルに1市町村追加するとともに、地域振興部と連携した活動展開を行う。 ※安心生活基盤構築事業(国庫10/10、上限10,000千円) 一人暮らし世帯等への「基盤支援」「見守り」「買物支援」により地域で安心・継続して暮らせる地域づくりを行うための事業	3,204
コーディネーターのサポート体制	コーディネーターの防災知識や活動スキルを習得させるための業務を委託(日野ボランティア・ネットワーク)	2,564
(新)防災ファシリテーターの派遣	モデル町以外で住民主体の防災活動を普及させるための業務を委託(日野ボランティア・ネットワーク)	396

(2) 住民主体の防災活動支援事業 1,154千円

区分	事業内容	金額(千円)
防災活動発表大会開催	住民が主体となった防災体制構築支援事業の活動発表、意見交換等により、住民主体の防災活動の発信、連携する機会とする。<開催時期等>平成26年12月頃 県中部地区で開催	426
防災活動への取り組み支援	地域単位で開催される防災研修等に鳥取県自主防災活動アドバイザー(4団体、36人登録)等を派遣	728

(3) 鳥取県西部地震等の教訓に基づく防災対策事業 3,053千円

区分	事業内容	金額(千円)
鳥取県西部地震の教訓等の普及啓発等	・西部地震展示交流センター維持管理費 ・西部地震周年フォーラム、研修会、座談会、パネル展等 ・(新)西部地震の教訓等を地域の防災ワークショップで発信(日野ボランティア・ネットワークに委託)	3,053

(4) 住民主体の防災活動促進事業 998千円

意欲的に防災・減災活動を行い、模範となる自主防災組織(団体)やリーダーに対して知事表彰を行うなど防災意識の高揚を図る。

3 これまでの取組状況、改善点

平成25年度のモデル町での事業を通して、地域の防災活動を住民主体で行う取組みが始まっており、事業の継続を通して充実を図るとともに、福祉保健部との連携だけでなく新たに地域振興部とも連携しながら、街なか過疎対策等を促進するためのモデル市町村を追加するなど、住民主体の防災体制づくりによる地域防災力向上を図る。

平成26年度一般会計当初予算説明資料

2款 総務費

6項 防災費

消防防災課（内線：7082）

1目 防災総務費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
防災・減災促進事業	62,500	62,500	0				62,500	
トータルコスト	64,822千円（前年度 64,883千円）〔正職員：0.3人〕							
主な業務内容	地域防災力を向上させるための政策誘導、交付金交付事務							
工程表の政策目標（指標）	自主防災組織の拡充、消防団の強化、地域住民の防災活動への参加促進							
事業内容の説明								
<p>1 事業の目的・概要</p> <p>「鳥取県防災及び危機管理に関する基本条例」に基づく自助・共助を担う住民の活動や東日本大震災を教訓とした市町村による防災・減災対策を促すため、市町村が行う防災及び危機管理に関する事業に対して鳥取県防災・危機管理対策交付金により支援を行う。</p>								
<p>2 主な事業内容</p> <p>次の（1）、（2）の均等割及び（3）の事業割により算定した額の合計額を市町村に交付する。ただし、（1）、（2）及び（3）の額は、対象事業費の合計額の1/2を上限とする。</p> <p>（1）東日本大震災枠均等割（10,500千円 1市：750千円、1町村：500千円）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>【対象事業】東日本大震災の教訓を踏まえて新たに取り組む事業</p> <p>迅速かつ的確な情報の収集及び伝達、備蓄物資の調達及び輸送手段の確保、広域的な応援態勢の構築、避難所運営体制の整備、業務継続体制の整備、医療救護体制の整備、一時避難所等建築物の耐震改修の促進等</p> </div> <p>（2）県民活動推進枠均等割（10,500千円 1市：750千円、1町村：500千円）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>【対象事業】鳥取県防災及び危機管理に関する基本条例の改正により新たに取り組む事業</p> <p>住民の防災知識の普及、避難行動要支援者に対する支援体制の環境整備、条例に基づく県民意識の醸成及び県民運動の展開等</p> </div> <p>（3）事業割（41,500千円）</p> <p>ア 消防団を強化する事業（25%、10,375千円）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>【対象事業】消防団員の能力向上、消防団員の確保、救助資機材の整備等</p> <p>配分枠は、市町村の消防団員数で按分（全部過疎指定町村は過疎補正（2割増））</p> </div> <p>イ 自主防災組織を強化する事業（35%、14,525千円）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>【対象事業】自主防災組織の発足の推進、運営の強化、避難訓練の実施等</p> <p>配分枠は、市町村の自主防災組織構成世帯数で按分（全部過疎指定町村は過疎補正（1割増））</p> </div> <p>ウ 住民が主体となった防災体制の構築を推進する事業（35%、14,525千円）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>【対象事業】複数の地縁による団体の防災連携協力、消防団員及び自主防災組織構成員以外の者の防災活動への参画促進、住民が行う防災ワークショップ又は防災訓練、防災への取組を推進するための指導育成、資機材の整備、住民の防災情報の入手手段の整備、災害時要援護者ごとの避難支援計画の作成等</p> <p>配分枠は、市町村の町丁目数で按分（全部過疎指定町村は過疎補正（1割増））</p> </div> <p>エ 調整割（5%、2,075千円）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>上記（1）～（3）の対象事業費の各1/2の額が上記（1）～（3）の各配分枠を超える額の合計額について、市町村毎にそのを超える合計額に応じて調整額を按分して配分を行う。</p> <p>※上記（1）～（3）の各配分枠に満たなかった市町村の残りの配分枠は、調整割へ加算する。</p> </div>								
<p>3 これまでの取組状況、改善点</p> <p>消防団や自主防災組織の活動の活性化、組織率の向上、また、過疎・高齢化が進む本県の現状に対応するため、当該交付金制度により地域住民が主体となった防災活動の参画による防災体制の構築に取り組んでいるところであるが、鳥取県防災及び危機管理に関する基本条例の改正に合わせて、より防災・減災に対する県民意識の醸成や県民運動の展開が促進されるよう見直すものである。</p>								

平成26年度一般会計当初予算説明資料

2款 総務費

6項 防災費

2目 消防連絡調整費

消防防災課 (内線: 7063)

(単位: 千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
元気な消防団づくり支援事業	1,495	595	900				1,495	
トータルコスト	3,817千円 (前年度2,978千円) [正職員0.3人]							
主な業務内容	消防団を中核とする地域防災力強化モデル委託事業、消防団活性化推進表彰、消防団の広報・普及啓発							
工程表の政策目標(指標)	消防団員、女性消防団員の増							
事業内容の説明								
1 事業の目的・概要								
<p>消防団は地域密着性及び即時動員力を特性とした地域防災力の要であるが、団員数の減少や高齢化など消防団員の充足率の低下が懸念されている。また、平成25年12月13日には「消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律」が公布され、国及び地方公共団体が地域防災力の充実強化に取り組むことが法律で定められた。近年、災害はますます複雑化、大規模化しており、県民の安全・安心な暮らしの脅威となっていることから、この法律の趣旨を踏まえ、消防団員確保など消防団を中核とする地域防災力向上の取組を行う。</p>								
2 主な事業内容								
(1) (新) 消防団を中核とする地域防災力強化モデル委託事業 (900千円)								
市町村から消防団員確保に係る企画提案(団員や住民の意見を反映)を公募し、提案内容から委託市町村を選定の上、住民参加によるモデル事業を実施する。								
委託金額		3市町村×300千円						
委託の要件		取組内容、効果、課題を県へ提出						
モデル事業実施期間		2年間						
<モデル委託内容の例>								
女性や大学生への入団促進、団員数増加の先進消防団への視察・報告、県内消防団の取組分析・評価・研修、消防団員の処遇改善(買物特別割引等)、団員が訓練に参加できる環境づくり(訓練参加時における育児・家事・介護等の負担軽減等)、事業所等との協力関係の構築、消防団内の教育訓練、自主防災組織との連携訓練、一日消防団体験入団・訓練参加(体験者に訓練手当)等								
(2) 消防団活性化推進表彰 (220千円)								
他の模範となる消防団・分団・消防団員及び消防団活動に協力的な事業所に対する知事表彰を行う。								
表彰項目		表彰対象						
地域防災力向上表彰		平常時の活動を積極的に行い、地域防災力の向上に寄与するとともに、その活動に関する広報、消防団員の確保等に顕著な功績があり、他の模範となる消防団、消防分団又は消防団員						
協力事業所表彰		消防団の活動に特に深い理解又は協力を示し、地域防災力の向上に寄与している事業所						
緊急時対応表彰		火災現場での迅速な消火活動、風水害・地震での救助活動等の災害現場活動、山岳等での捜索活動を行った消防団						
活動実績表彰		消防団の出動状況、訓練状況又は広報・指導(応急手当講習・火災予防指導等)の活動実績が優秀な消防団						
(3) 広報活動 (375千円)								
新聞広告、防災フェスタ等で消防団活動を広く県民へPRを行う。								
3 これまでの取組状況、改善点								
平成25年度には消防団の活動実績に着目した表彰項目を設け、消防団活動を広く県民にPRするなど、消防団に対する県民の理解と協力関係、県民の防災マインドの醸成を図ってきたが、女性団員は増加傾向にあるものの消防団員の総数は減少傾向にある。								
<参考>								
	平成20年	平成24年	平成25年					
団員数	5,171人	5,179人	5,125人					
うち女性団員	95人	139人	142人					
条例定数充足率	94.6%	95.0%	94.0%					
平均年齢	41.2歳	41.6歳	41.6歳					
消防団員の被雇用者	77.5%	78.3%	78.5%					

平成26年度一般会計当初予算説明資料

2款 総務費
6項 防災費

消防防災課（内線：7063）

2目 消防連絡調整費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
消防連絡調整費	15,598	15,118	480			<雑入> 20	15,578	
トータルコスト	44,232千円（前年度44,511千円）〔正職員：3.7人、非常勤職員：2.0人〕							
主な業務内容	防火思想の普及、消防統計、消防関係調査、消防局・市町村との連絡調整、救急救命体制の整備							
工程表の政策目標（指標）	市町村の消防・救急体制の充実、高度化、強化、救急救命士の増（各消防局）							
事業内容の説明								
1 事業の目的・概要 消防組織法に基づき、消防思想の普及・宣伝を行うとともに、市町村の消防業務が円滑に行われるよう連絡調整、助言・指導、各種調査等を行う。								
2 主な事業内容 (1) 消防関係表彰（表彰旗、竿頭綬、功労・功績章等）、叙勲、消防関係調査 (2) 鳥取県救急搬送高度化推進協議会開催 (3) 鳥取県消防協会補助金、救急振興財団負担金、緊急消防援助隊合同訓練負担金								
応急手当普及推進事業	1,090	1,363	△273	545			545	
トータルコスト	2,638千円（前年度2,952千円）〔正職員：0.2人〕							
主な業務内容	応急手当普及啓発会議、指導者講習会の開催							
工程表の政策目標（指標）	応急手当普及員（指導員）の増							
事業内容の説明								
1 事業の目的・概要 災害時における自助・共助の活動や日常生活における傷病者への適切な対応を行い、救命率が向上するよう、自動体外式除細動器（AED）を用いた心肺蘇生法による応急手当の普及促進を行う。								
2 主な事業内容 (1) 応急手当普及啓発活動（年間推進） 鳥取県応急手当普及推進会議・幹事会開催、自助・共助に役立つ応急手当パンフレット作成、県ホームページや広報誌で応急手当を広報、実践事業所を紹介、学校、旅館・ホテル、公共機関へ講習を呼びかけ (2) 応急手当指導者の養成 応急手当指導員養成講習（東・中・西部地区で年1回ずつ開催） 応急手当普及員養成講習（東・中・西部地区で年2回ずつ開催） ※「指導員」は、一般県民の不特定者に対して講習を行う資格者 「普及員」は、所属事業所内、自主防災会における指導を行う資格者								
消防規制費	8,939	8,757	182			<手数料> 8,939		
トータルコスト	11,261千円（前年度11,140千円）〔正職員：0.3人〕							
主な業務内容	危険物取扱者及び消防設備士の免状交付事務・講習会開催委託							
工程表の政策目標（指標）	保安体制の確保							
事業内容の説明								
1 事業の目的・概要 消防法に基づき、危険物取扱者及び消防設備士に対して免状交付を行うとともに、危険物及び消防設備に関する知識・技能習得のための講習と危険物安全意識啓発を行う。								
2 主な事業内容 (1) 免状交付及び講習会 ○危険物取扱者及び消防設備士の免状交付（委託） ○危険物取扱者の法定講習（委託） ○消防設備士法定講習（委託） (2) 危険物安全意識啓発 ○危険物保安功労者に対する知事表彰、危険物安全週間の広報等								

平成26年度一般会計当初予算説明資料

2款 総務費

6項 防災費

消防防災課(内線:7062)

2目 消防連絡調整費

(単位:千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
消防防災ヘリコプター運営費	448,858	199,622	249,236			(雑入) 297	448,561	
トータルコスト	456,597千円(前年度207,566千円)[正職員:1.0人 非常勤職員:2.0人]							
主な業務内容	消防防災ヘリコプターの運航、消防防災航空隊の活動及び消防防災航空センターの維持管理							
工程表の政策目標(指標)	ヒヤリハット事例の極小化、ヘリコプター災害対策活動計画及び安全運航確保計画の策定、全ての協定病院との合同訓練の実施							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

消防防災ヘリコプターを運航し、消防防災航空隊による風水害・地震発生時等の情報収集、物資輸送、迅速で的確な救急搬送、山岳や海域等での救助活動及び林野火災の消火活動を行い、県民生活の安全・安心を確保する。

2 主な事業内容

(1) 消防防災ヘリの概要

○ 消防防災ヘリコプター「とっとり」

型式	ベル412EP型(米国製)
就航年月	平成10年7月
性能	最大速度259km/h
最大搭乗者数	15名(パイロット含む。)

○ 消防防災航空隊員 隊員数8名(県内各消防局派遣)

○ ヘリコプターの運航管理 民間航空会社に委託

○ 運航体制 365日(法定の整備点検等で運航不能の日を除く。)

※ 現有機の更新については、平成27年度に行う予定。

更新予定機:アグスタウェストランド社製アグスタ式AW139型

(2) 経費の内訳

区分	事業の内容	金額(千円)
消防防災ヘリコプター運航活動費	○防災ヘリの運航管理等業務委託料 ○防災ヘリエンジンオーバーホール委託料 (機体・エンジン2,500時間点検、5,000時間部品廃棄・交換) ○防災ヘリ代替機レンタル料 ○防災ヘリの燃料費、部品・修繕費、航空機保険料等 ○航空隊員の装備品等整備費用等	437,213
消防防災航空センター管理費	○消防ヘリの活動拠点である消防防災航空センター(鳥取空港内)の維持管理費等	11,645

(3) 航空隊活動の概要

※平成25暦年

区分	活動内容(緊急運航)	運航件数
災害応急対策	被災状況調査	5件
火災防衛	林野火災の空中消火	6
救急	医師同乗による傷病者の搬送、高度医療機関への転院搬送	57
救助	海難、山岳遭難事故等の捜索・救助	39
広域航空応援	他県への応援出動	12
計		119

【廃止事業】

(単位:千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
消防防災ヘリコプター運営活動検証検討会事業費	0	64	△64					
トータルコスト	0千円(前年度1,653千円)							

平成26年度一般会計当初予算説明資料

2款 総務費

6項 防災費

消防防災課 (内線: 7062)

3目 消防学校費

(単位: 千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考																		
				国庫 支出金	起債	その他	一般 財源																			
消防学校費	38,071	36,942	1,129			<手数料> 457 <財産収入> 286 <雑入> 15,401	21,927																			
トータルコスト	83,731千円 (前年度83,812千円) [正職員: 5.9人、非常勤職員: 2.0人]																									
主な業務内容	消防学校の管理運営、教育訓練の実施																									
工程表の政策目標(指標)	消防職(団)員の専門的な知識及び技術の習得																									
事業内容の説明																										
1 事業の目的・概要 消防職(団)員等に対して、初任教育、専科教育(救急科、警防科等)、幹部教育・特別教育(指揮・警防・救助研修、実火災体験型訓練コース、救急救命士処置拡大コース)などの各種教育訓練を行う。また、消防学校の管理運営及び施設の維持修繕を行う。																										
2 主な事業内容 (1) 施設の概要 ○所在地 米子市流通町1350 ○敷地面積 30,112平方メートル ○施設 本館(1,750平方メートル) 屋内訓練場(690平方メートル) 訓練棟(559平方メートル) 実火災体験型 消防訓練施設(40平方メートル) 移動式消防訓練施設(51平方メートル) 他 ○設置年月日 昭和58年4月1日 ○定員 48名 (仮設寮舎の設置に伴い、平成26年4月から11月まで定員53名)																										
(2) 教育訓練の概要																										
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>実施教育種別</th> <th>H26教育日数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>消防職員教育</td> <td>初任教育、専科教育、幹部教育、特別教育</td> <td>300</td> </tr> <tr> <td>消防団員教育</td> <td>基礎教育、専科教育、幹部教育、特別教育</td> <td>11</td> </tr> <tr> <td>一般教育</td> <td>自衛消防組織員教育、応急手当普及(指導)員講習、自主防災教育、一日入校</td> <td>30</td> </tr> </tbody> </table>									区 分	実施教育種別	H26教育日数	消防職員教育	初任教育、専科教育、幹部教育、特別教育	300	消防団員教育	基礎教育、専科教育、幹部教育、特別教育	11	一般教育	自衛消防組織員教育、応急手当普及(指導)員講習、自主防災教育、一日入校	30						
区 分	実施教育種別	H26教育日数																								
消防職員教育	初任教育、専科教育、幹部教育、特別教育	300																								
消防団員教育	基礎教育、専科教育、幹部教育、特別教育	11																								
一般教育	自衛消防組織員教育、応急手当普及(指導)員講習、自主防災教育、一日入校	30																								
(3) 事業の内容																										
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>事業の内容</th> <th>金額(単位: 千円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">教育訓練費</td> <td>○講師旅費、講師謝金、救急救命士養成派遣費</td> <td>4,410</td> </tr> <tr> <td>○鳥取県消防ポンプ操法大会委託料</td> <td>390</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">管理運営費</td> <td>○庁舎設備の維持管理費、事務費</td> <td>13,526</td> </tr> <tr> <td>○非常勤職員人件費</td> <td>4,985</td> </tr> <tr> <td>○入校経費、その他</td> <td>14,760</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td></td> <td>38,071</td> </tr> </tbody> </table>									区 分	事業の内容	金額(単位: 千円)	教育訓練費	○講師旅費、講師謝金、救急救命士養成派遣費	4,410	○鳥取県消防ポンプ操法大会委託料	390	管理運営費	○庁舎設備の維持管理費、事務費	13,526	○非常勤職員人件費	4,985	○入校経費、その他	14,760	計		38,071
区 分	事業の内容	金額(単位: 千円)																								
教育訓練費	○講師旅費、講師謝金、救急救命士養成派遣費	4,410																								
	○鳥取県消防ポンプ操法大会委託料	390																								
管理運営費	○庁舎設備の維持管理費、事務費	13,526																								
	○非常勤職員人件費	4,985																								
	○入校経費、その他	14,760																								
計		38,071																								

平成26年度一般会計当初予算説明資料

2款 総務費

6項 防災費

消防防災課 (内線: 7062)

3目 消防学校費

(単位: 千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考														
				国庫支出金	起債	その他	一般財源															
消防学校資機材整備拡充事業	4,213	3,260	953				4,213															
トータルコスト	4,987千円 (前年度4,054千円) [正職員: 0.1人]																					
主な業務内容	訓練用資機材整備																					
工程表の政策目標(指標)	消防職(団)員の専門的な知識及び技術の習得																					
事業内容の説明																						
<p>1 事業の目的・概要</p> <p>教育水準の確保及び効果的な教育訓練を実施するため、訓練用資機材の更新・整備を行う。また、訓練中の事故防止等のため、訓練用資機材の保守点検を行う。</p> <p>2 主な事業内容</p> <p>①ガンタイプノズル、ストレッチャー、訓練用人形、空気呼吸器、分水器、消防ポンプ車、教官用防火衣、消防ホース、管そのの整備</p> <p>②空気呼吸器、移動式空気ボンベ充填機、クレーン、空気ボンベの保守点検</p>																						
消防学校支援教官事業	2,689	1,343	1,346			<雑入> 11	2,678															
トータルコスト	2,689千円 (前年度1,343千円) [正職員: 0.0人、非常勤職員: 1.0人]																					
主な業務内容	消防職員(初任科)及び消防団員、自主防災組織員等に対する教育訓練																					
工程表の政策目標(指標)	消防職(団)員の専門的な知識及び技術の習得																					
事業内容の説明																						
<p>1 事業の目的・概要</p> <p>消防職員初任科学生の入校増に対応するため、教官2名を増員し、教育訓練の充実を図る。 <非常勤職員(消防OB)の配置>4月~9月(半年間)</p> <p>2 主な事業内容</p> <p>初任科学生の種類実科訓練における支援(実科訓練の安全管理及び効率化)</p> <p>(参考) 近年の初任科入校者数</p> <table border="1" style="margin-left: 40px;"> <thead> <tr> <th>年 度</th> <th>入 校 者 数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>22</td> <td>35人</td> </tr> <tr> <td>23</td> <td>42人</td> </tr> <tr> <td>24</td> <td>34人</td> </tr> <tr> <td>25</td> <td>45人</td> </tr> <tr> <td>26</td> <td>50人</td> </tr> <tr> <td>27</td> <td>20~30人程度(見込み)</td> </tr> </tbody> </table>									年 度	入 校 者 数	22	35人	23	42人	24	34人	25	45人	26	50人	27	20~30人程度(見込み)
年 度	入 校 者 数																					
22	35人																					
23	42人																					
24	34人																					
25	45人																					
26	50人																					
27	20~30人程度(見込み)																					

平成26年度一般会計当初予算説明資料

7款 商工費

2項 工鉱業費

3目 銃砲火薬ガス等取締費

消防防災課 (内線7063)

(単位:千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
高圧ガス取締費	5,290	5,261	29			<手数料> 5,280 <雑入> 10		
トータルコスト	15,351千円 (前年度 15,588千円) [正職員:1.3人、非常勤職員:1.0人]							
主な業務内容	許認可事務、高圧ガス保安指導及び啓発							
工程表の政策目標(指標)	保安体制の確保							
事業内容の説明								
<p>1 事業の目的・概要 高圧ガス及び一般消費用液化石油ガスに起因する事故の防止及び公共の安全の確保を行う。</p> <p>2 主な事業内容 (1) 高圧ガスの製造、貯蔵及び販売等に係る許認可、届出の受理、免状交付(委託) (2) 高圧ガスの製造事業所、貯蔵所、液化石油ガス販売店等の保安・完成検査及び立入調査 (3) 高圧ガス保安講習会の開催、高圧ガス保安功労者等知事表彰</p>								
火薬類取締費	133	133	0			<手数料> 133		
トータルコスト	1,681千円 (前年度 1,722千円) [正職員:0.2人]							
主な業務内容	許認可事務、火薬類の保安検査等							
工程表の政策目標(指標)	保安体制の確保							
事業内容の説明								
<p>1 事業の目的・概要 火薬類に起因する災害、事故の未然防止、公共の安全を確保するため、火薬類取締法の適正な運用を行う。</p> <p>2 主な事業内容 (1) 火薬類販売所及び火薬庫設置に係る許認可、火薬類取扱保安責任者等の免状交付 (2) 火薬庫の保安検査、火薬類保安功労者等知事表彰</p>								
電気工事業費	1,614	1,551	63			<手数料> 1,614		
トータルコスト	3,936千円 (前年度 3,934千円) [正職員:0.3人]							
主な業務内容	許認可事務、免状交付、事業者登録、立入検査							
工程表の政策目標(指標)	保安体制の確保							
事業内容の説明								
<p>1 事業の目的・概要 電気工事法及び電気工事士法に基づき、電気工事を営む者の登録や免状交付等を行うことにより、業務の適正な実施を確保する。</p> <p>2 主な事業内容 (1) 電気工事業の登録、第一種及び第二種電気工事士免状の交付(第二種は委託) (2) 登録電気工事事業者、電気用品販売事業者への立入検査</p>								

平成26年度 当初予算歳入歳出事項別明細書(危機管理局)

(単位:千円)

節	2款 総務費					
	うち危機管理局					
	6項 防災費			1目 防災 総務費	2目 消防連絡 調整費	3目 消防 学校費
1 報酬	542,417	36,762	36,762	21,351	8,801	6,610
2 給料	2,879,178	155,148	155,148	155,148		
3 職員手当等	4,587,711	82,253	82,253	82,253		
4 共済費	1,114,108	61,510	61,510	59,098	1,348	1,064
5 災害補償費	500					
6 恩給及び退職年金	22,591					
7 賃金	34,770					
8 報償費	281,995	6,118	6,118	2,096	1,672	2,350
9 旅費	242,188	19,380	19,380	14,185	3,108	2,087
費用弁償	28,265	3,504	3,504	3,386	85	33
普通旅費	164,285	11,627	11,627	8,337	2,324	966
特別旅費	49,638	4,249	4,249	2,462	699	1,088
10 交際費	3,600					
11 需用費	543,818	94,321	94,321	26,516	48,458	19,347
12 役務費	575,718	55,912	55,912	34,849	17,908	3,155
13 委託料	4,509,342	585,386	585,386	249,682	331,443	4,261
14 使用料及び賃借料	653,372	77,701	77,701	29,345	46,033	2,323
15 工事請負費	1,058,555					
16 原材料費						
17 公有財産購入費						
18 備品購入費	74,534	16,448	16,448	12,036	1,752	2,660
19 負担金、補助及び交付金	7,866,441	105,784	105,784	89,351	15,428	1,005
20 扶助費						
21 貸付金						
22 補償、補填及び賠償金	2,000					
23 償還金、利子及び割引料	186,000					
24 投資及び出資金						
25 積立金	170,832					
26 寄附金						
27 公課費	223	223	223	83	29	111
28 繰出金						
予備費						
計	25,369,893	1,296,946	1,296,946	775,993	475,980	44,973
財源						
内 国庫支出金	1,722,091	144,192	144,192	143,647	545	
内 地方債						
内 その他	1,610,447	49,842	49,842	24,431	9,256	16,155
内 一般財源	22,037,355	1,102,912	1,102,912	607,915	466,179	28,818

平成26年度 当初予算歳入歳出事項別明細書(危機管理局)

(単位:千円)

節	7款 商工費					危機管理局計
	うち危機管理局					
	2項 工鉱業費					
	1目 工鉱業 総務費	3目 銃砲火薬ガ ス等取締費				
1 報酬	86,491	2,126	2,126		2,126	38,888
2 給料	432,198	18,470	18,470	18,470		173,618
3 職員手当等	216,450	9,250	9,250	9,250		91,503
4 共済費	202,124	7,007	7,007	6,670	337	68,517
5 災害補償費						
6 恩給及び退職年金						
7 賃金						
8 報償費	634,833	151	151		151	6,269
9 旅費	91,549	773	773		773	20,153
費用弁償	19,951	200	200		200	3,704
普通旅費	47,513	430	430		430	12,057
特別旅費	24,085	143	143		143	4,392
10 交際費						
11 需用費	68,737	914	914		914	95,235
12 役務費	47,722	888	888		888	56,800
13 委託料	772,615	1,388	1,388		1,388	586,774
14 使用料及び賃借料	259,342	460	460		460	78,161
15 工事請負費	94,866					
16 原材料費						
17 公有財産購入費						
18 備品購入費	5,944					16,448
19 負担金、補助及び交付金	8,118,335					105,784
20 扶助費						
21 貸付金	890,375					
22 補償、補填及び賠償金						
23 償還金、利子及び割引料						
24 投資及び出資金	2,000					
25 積立金						
26 寄附金						
27 公課費						223
28 繰出金	24,513					
予備費						
計	11,948,094	41,427	41,427	34,390	7,037	1,338,373
財源	国庫支出金	82,590				144,192
内	地方債					
内	その他	1,204,203	12,519	12,519	5,482	7,037
内	一般財源	10,661,301	28,908	28,908	28,908	1,131,820

節 の 明 細

	項 目	金額(千円)等
2款 総務費		
6項 防災費		
1目 防災総務費		
報酬	<ul style="list-style-type: none"> ・非常勤職員(事務補助) ・非常勤職員(一般事務) ・非常勤職員(電気技師) ・非常勤職員(防災連絡員) ・防災会議委員 ・防災会議幹事 ・津波対策検討委員会委員 ・鳥取県版業務継続計画策定推進会議委員 ・地震被害想定見直し検討委員会委員 ・国民保護協議会委員 ・原子力防災専門家会議委員 ・原子力防災訓練評価委員 	1人 5人 1人 3人 39人 18人 5人 5人 9人 17人 8人 5人
給料	・一般職員	42人
負担金、補助及び交付金	<ul style="list-style-type: none"> ・都道府県消防防災・危機管理部局長会分担金 ・津波対策市町村補助金 ・防災フェスタ関係機関連携訓練負担金 ・(財)自治体衛星通信機構分担金 ・消防防災無線回線利用負担金 ・古峠山電波施設連絡道路管理組合負担金 ・城山線連絡道路維持管理負担金 ・電波利用料 ・原子力防災対策事業補助金 ・防災監視局自家用発電機保安業務負担金 ・防災・危機管理対策交付金 	40 1,500 1,600 22,980 80 63 70 208 270 40 62,500
2目 消防連絡調整費		
報酬	<ul style="list-style-type: none"> ・非常勤職員(一般事務) ・非常勤職員(消防防災連絡員) ・救急搬送高度化推進協議会委員 	3人 1人 10人
負担金、補助及び交付金	<ul style="list-style-type: none"> ・県消防協会補助金 ・(財)救急振興財団負担金 ・中国・四国ブロック緊急消防援助隊合同訓練負担金 ・ヘリコプター運航調整交付金 ・救急救命士派遣負担金 ・全国航空消防防災協議会負担金 	1,850 4,800 600 7,582 196 400
3目 消防学校費		
報酬	<ul style="list-style-type: none"> ・非常勤職員(一般事務) ・非常勤職員(舎監) ・非常勤職員(非常勤講師) 	1人 1人 2人
負担金、補助及び交付金	<ul style="list-style-type: none"> ・全国消防学校長会負担金 ・米子地区安全運転運行管理者協議会費 ・救急救命研修所養成派遣負担金 	25 8 972
7款 商工費		
2項 工鉱業費		
1目 工鉱業総務費		
給料	・一般職員	5人
3目 銃砲火薬ガス等取締費		
報酬	・非常勤職員(高圧ガス保安指導員)	1人

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

当該年度提出に係る分

事項	限度額 千円	前年度末までの支出(見込)額 千円		当該年度以降の支出予定額 千円		左の財源内訳 千円			
		期間	金額	期間	金額	国庫支出金	特定財源	その他	一般財源
平成26年度 地震被害想定見直し等業務委託	41,796			平成27年度	41,796				41,796
平成26年度 Web会議システム管理運営業務委託	11,320			平成27年度から 平成30年度まで	11,320				11,320
平成26年度 原子力防災ネットワークシステム機器賃借料	56,729			平成27年度から 平成31年度まで	56,729	56,729			

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は
支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

過年度議決済に係る分

事項	限度額 千円	前年度末までの支出(見込)額 千円		当該年度以降の支出予定額 千円		左の財源内訳			
		期間	金額	期間	金額	国庫支出金 千円	特定財源 地方債 千円	一般財源	
								その他 千円	千円
平成22年度 消防防災ヘリコプター運航管理業務等委託	892,500	平成23年度から 平成25年度まで	470,300	平成26年度から 平成27年度まで	422,200				422,200
平成25年度 消防防災ヘリコプター運航管理業務等委託	12,064			平成26年度から 平成27年度まで	12,064				12,064
小計	904,564	平成23年度から 平成25年度まで	470,300	平成26年度から 平成27年度まで	434,264				434,264
平成23年度 環境放射線モニタリングシステム保守点検業務委託	21,252	平成24年度から 平成25年度まで	8,501	平成26年度から 平成28年度まで	12,751				
平成25年度 環境放射線モニタリングシステム保守点検業務委託	366			平成26年度から 平成28年度まで	366				
小計	21,618	平成24年度から 平成25年度まで	8,501	平成26年度から 平成28年度まで	13,117				
平成24年度 原子力防災対策事業費	51,450	平成25年度	11,225	平成26年度から 平成29年度まで	40,225				
平成25年度 原子力防災対策事業費	1,151			平成26年度から 平成29年度まで	1,151				
小計	52,601	平成25年度	11,225	平成26年度から 平成29年度まで	41,376				
平成24年度 あんしんトリビュートメールシステム運営事業費	10,423	平成25年度	2,979	平成26年度から 平成28年度まで	7,444				7,444
平成25年度 災害情報共有・業務支援システム管理運営業務委託	162,600			平成26年度から 平成30年度まで	162,600				162,600
平成25年度 防護資機材運搬用車両等賃借料	45,324			平成26年度から 平成31年度まで	45,324				
平成25年度 あんしんトリビュートメールシステム運営事業費	5,670			平成26年度から 平成28年度まで	5,670				5,670

条 例 名 等	鳥取県附属機関条例の一部改正について																
提 出 理 由 及 び 概 要	<p>1 提出理由</p> <p>地震による被害の想定の見直しに関する検討を行う附属機関、津波防災地域づくりに関する検討を行う附属機関を新たに設置するとともに、役割の終了した附属機関を廃止する。</p> <p>2 概 要</p> <p>(1) 新たに設置する附属機関</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <th>調査審議する事項</th> <th>委員の構成</th> <th>調査審議の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>鳥取県地震防災調査研究委員会</td> <td>地震による被害の想定の見直しに関する事項</td> <td>学識経験者及び県職員 10名程度</td> <td>鳥取県が行う地震被害想定の見直しに対する評価・助言</td> </tr> <tr> <td>鳥取県津波対策検討委員会</td> <td>津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号）第8条第1項に規定する津波浸水想定の設定その他の津波防災対策に関する事項</td> <td>学識経験者及び市町村職員 7名程度</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 津波浸水想定の設定 津波災害警戒区域等の指定 その他津波防災対策に関する事項 </td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 廃止する附属機関</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <th>廃止する理由</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>鳥取県防災及び危機管理に関する基本条例見直し検討委員会</td> <td>附属機関の目的である鳥取県防災及び危機管理に関する基本条例（平成21年鳥取県条例第43号）の改正に関する検討が平成25年度で終了するため。</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 施行期日 平成26年4月1日</p>	名 称	調査審議する事項	委員の構成	調査審議の内容	鳥取県地震防災調査研究委員会	地震による被害の想定の見直しに関する事項	学識経験者及び県職員 10名程度	鳥取県が行う地震被害想定の見直しに対する評価・助言	鳥取県津波対策検討委員会	津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号）第8条第1項に規定する津波浸水想定の設定その他の津波防災対策に関する事項	学識経験者及び市町村職員 7名程度	<ul style="list-style-type: none"> 津波浸水想定の設定 津波災害警戒区域等の指定 その他津波防災対策に関する事項 	名 称	廃止する理由	鳥取県防災及び危機管理に関する基本条例見直し検討委員会	附属機関の目的である鳥取県防災及び危機管理に関する基本条例（平成21年鳥取県条例第43号）の改正に関する検討が平成25年度で終了するため。
名 称	調査審議する事項	委員の構成	調査審議の内容														
鳥取県地震防災調査研究委員会	地震による被害の想定の見直しに関する事項	学識経験者及び県職員 10名程度	鳥取県が行う地震被害想定の見直しに対する評価・助言														
鳥取県津波対策検討委員会	津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号）第8条第1項に規定する津波浸水想定の設定その他の津波防災対策に関する事項	学識経験者及び市町村職員 7名程度	<ul style="list-style-type: none"> 津波浸水想定の設定 津波災害警戒区域等の指定 その他津波防災対策に関する事項 														
名 称	廃止する理由																
鳥取県防災及び危機管理に関する基本条例見直し検討委員会	附属機関の目的である鳥取県防災及び危機管理に関する基本条例（平成21年鳥取県条例第43号）の改正に関する検討が平成25年度で終了するため。																

鳥取県附属機関条例の一部を改正する条例（抜粋）

鳥取県附属機関条例（平成25年鳥取県条例第53号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、太枠で示すように改正する。

改正後		改正前	
別表第1（第2条関係）		別表第1（第2条関係）	
名称	調査審議する事項	名称	調査審議する事項
略		略	
鳥取県防災会議	災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第14条第2項各号に掲げる事項	鳥取県防災会議	災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第14条第2項各号に掲げる事項
鳥取県地震防災調査研究委員会	地震による被害の想定の見直しに関する事項	鳥取県防災及び危機管理に関する基本条例（平成21年鳥取県条例第43号）の改正に関する事項	鳥取県防災及び危機管理に関する基本条例（平成21年鳥取県条例第43号）の改正に関する事項
鳥取県津波対策検討委員会	津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号）第8条第1項に規定する津波浸水想定の設定その他の津波防災対策に関する事項	鳥取県防災及び危機管理に関する基本条例見直し検討委員会	
略		略	

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

件名	財産の取得 (消防防災ヘリコプター) について						
提出理由及び概要	<p>1 提出理由 次のとおり財産を取得することについて、地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第96条第1項の規定により、本議会の議決を求めるものである。</p> <p>2 概要 (1) 財産の内容</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">種 類</th> <th style="width: 60%;">品 名</th> <th style="width: 25%;">数 量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">動 産</td> <td>消防防災ヘリコプター (アグスタウェストランド社製アグスタ式 AW139型)</td> <td style="text-align: center;">1 機</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 相手方 東京都港区芝公園二丁目4番1号 三井物産エアロスペース株式会社 代表取締役 内田 好治</p> <p>(3) 取得予定価格 2,158,920,000円 (うち消費税額 159,920,000円、消費税率8%)</p> <p>(4) 取得の目的 消防防災活動の用に供するため、消防防災ヘリコプターを更新するものである。</p> <p>(5) 仮契約日 平成26年1月10日 (金)</p> <p>(6) 納入期限 平成27年3月17日 (火)</p> <p><参考></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 調達公告 (一般競争入札) 11月15日 (金) ~ 12月25日 (水) ・ 入札資格確認通知 12月16日 (月) <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; border-bottom: 1px solid black; padding: 5px; margin-left: 20px;"> <p>2社から入札参加資格確認書類の提出 (うち1社は、ホバリング性能など本県の仕様書の性能を満たしていなかったため入札参加資格なし。)</p> </div> <ul style="list-style-type: none"> ・ 入札 (落札) 日 12月25日 (水) 	種 類	品 名	数 量	動 産	消防防災ヘリコプター (アグスタウェストランド社製アグスタ式 AW139型)	1 機
種 類	品 名	数 量					
動 産	消防防災ヘリコプター (アグスタウェストランド社製アグスタ式 AW139型)	1 機					

<p>条 例 名 等</p>	<p>鳥取県防災及び危機管理に関する基本条例の一部改正について</p>
<p>提 出 理 由 及 び 概 要</p>	<p>1 提出理由 災害対策基本法の改正等を踏まえるとともに、東日本大震災の発生等を受けて、条例の実施状況について検討した結果に基づき、県民運動の推進、ソフト対策の強化等について明記する。</p> <p>2 概 要 (1) 知事は、市町村長等と協力して、防災及び危機管理に役立つ行動を県民全体に定着させる運動を推進するために必要な施策を実施するものとする。 (2) 市町村長及び知事は、防災及び危機管理の視点に立ったまちづくり及び災害等が発生した場合に消防、救助、医療等の措置を講ずることができるまちづくりに努めるとともに、業務を的確に実施できるよう事業継続計画を作成するものとする。 (3) 事業者の責務に事業継続計画を作成するよう努めることを加える。 (4) 市町村長は、避難行動要支援者がその特性を踏まえた避難ができるよう必要な支援を行う体制を整備するとともに、避難所での生活環境の整備に努めるものとする。 (5) 避難者の情報の収集整理、避難所の自主的な運営、広域避難に対する準備措置等の被災者支援の基本となる事項を定める。 (6) その他所要の規定の整備を行う。</p> <p>3 施行期日 平成26年4月1日</p>

鳥取県防災及び危機管理に関する基本条例改正案のあらまし

危機管理政策課

1 条例改正の経緯

平成21年7月に鳥取県防災及び危機管理に関する基本条例(以下「条例」という。)を制定したが、その後、本県では観測記録を更新する豪雪や平成23年の台風12号による豪雨などによって大きな被害が発生するとともに、大気汚染物質などの新たな危機事象等への対応が生じた。また、東日本大震災の発生、その経験や教訓を踏まえた災害対策基本法の2度にわたる改正(平成24年6月、平成25年6月)、新型インフルエンザ等対策特別措置法の制定(平成25年4月施行)等があった。

このような状況を踏まえ、県では強化すべき施策や新たな取組について検討するため、鳥取県防災及び危機管理に関する基本条例見直し検討委員会を開催し、条例改正の検討を行い、次のとおり条例案の骨子を作成した。

2 条例改正のポイント

(1) 県民運動の展開

【改正趣旨】

防災及び危機管理については、自助・共助・公助のそれぞれを充実する必要があると、従来から県民の情報収集、食糧の備蓄、自主的な被災者支援、自主防災組織の活性化等、自助・共助の推進に取り組んでいるところであるが、本県における近年の豪雪等の自然災害への対応や東日本大震災の教訓、新型インフルエンザ等の危機事象への対応を踏まえ、住民等が自ら率先して危機管理行動(対応)を行い(県民意識の向上)、地域(住民及び企業)が協力して災害及び危機に対応していくこと(環境整備)を県民運動として推進することを規定する。

【改正内容】

① 県民意識の醸成及び県民運動への展開に関する規定を次のとおり設ける。

- ・ 知事は、市町村長その他の関係機関と協力して、防災及び危機管理に関する基本的な考え方に対する県民及び事業者の理解を深め、県民全体に定着させる運動を推進すること。
 - (ア) 災害及び危機の危険性に応じ、食糧等の必需品の備蓄、避難場所及び家族との連絡手段の確保その他の必要な備えを行うこと。
 - (イ) 災害及び危機の発生に応じた行動がとれるよう防災及び危機管理に関する訓練等を定期的に行うこと。
 - (ウ) 災害及び危機の予報及び警報並びに避難に関する情報の意味を理解し、これらの情報を活用すること。
 - (エ) 災害及び危機が発生した場合には、自らの生命及び身体を守ることを第1とし、避難、危険の回避等の行動をとること。
 - (オ) 被害を受けた者に対し救助、食糧等の提供その他の援助を行うこと。

(2) 災害及び危機に強いまちづくりの推進

【改正趣旨】

地震対策として、これまでも住宅の耐震化率向上、急傾斜崩壊危険箇所整備率向上等に取り組むなど地震防災対策の推進を図っているところであるが、東日本大震災の教訓等を踏まえ、居住者の減少、交通途絶の危険性等の地域の実情を踏まえた、防災及び危機管理の視点に立った施策の推進及び実施に努めていく。また、東日本大震災で課題となった業務継続体制についても取組を進め、災害及び危機に強いまちづくりを推進する。

【改正内容】

- ①災害及び危機に強いまちづくりの推進に関する規定を次のとおり設ける。
- ・市町村長及び知事は、居住者の減少、交通の途絶の危険性その他の地域の実情を踏まえ、防災及び危機管理の視点に立って施策を策定し、及び実施するとともに、災害又は危機が発生した場合に消防、救助、医療その他の必要な措置を講ずることができるようなまちづくりに努めること。
 - ・知事は、災害又は危機が発生した場合に必要な業務を的確に実施できるよう、必要な事項を定めた計画を作成するとともに、市町村の業務が継続されるよう支援すること。
 - ・市町村長は、災害又は危機が発生した場合に必要な業務を的確に実施できるよう、必要な事項を定めた計画を作成するよう努めること。

(3) 被災者支援の強化

【改正趣旨】

これまでも災害時要援護者の支援を条例上明記するなど被災者の支援に取り組んでいるところであるが、災害対策基本法の改正に伴い、避難行動要支援者名簿の作成が市町村に義務付けられるなど、被災者を支援する法的枠組みが整備されたことから、これらを踏まえた被災者の支援体制を整備する。

【改正内容】

- ①避難行動要支援者に対する支援体制の環境を整備するため、次の規定を設ける。
- ・市町村長、自主防災組織、民生委員、児童委員及び消防機関は、避難行動要支援者に対する支援体制を整備するため、避難行動要支援者の同意を得て提供される名簿情報その他の避難行動要支援者に関する情報を共有するよう努めるとともに、避難行動要支援者が進んで情報を提供できる環境づくりに努めること。
- ②避難所の運営等に関する規定を次のとおり設ける。
- ・避難所において避難生活を送る者は、互いに助け合い、協力して、自主的な運営に努めること。
 - ・市町村長は、高齢者、障がい者、妊婦その他の避難所での生活に配慮を要する者が必要とする物資の配布、避難所の生活環境の整備その他の措置を講ずるよう努めること。
 - ・知事は、前項に規定する市町村長の措置の支援その他の措置を講ずることにより、前項に規定する者の避難所における生活環境の整備を図ること。

(4) その他

- ①広域的避難等に関する規定を次のとおり設ける。
- ・市町村長は、災害対策基本法第 86 条の 8 に規定する広域一時滞在及び同法第 86 条の 9 に規定する都道府県外広域一時滞在（以下「広域一時滞在等」という。）が円滑に行われるよう、あらかじめ、県内外の地域の協力を得て、避難体制の整備及び避難計画の策定に努めること。
 - ・知事は、前項に規定する広域一時滞在等が円滑に行われるよう、県内外の地域と必要な調整を行うこと。
- ②市町村の行う避難勧告等への助言に関する規定を次のとおり設ける。
- ・県は、市町村長の避難のための措置が適宜適切なものとなるよう、災害対策基本法第 61 条の 2 の規定による助言のほか、避難準備情報、避難勧告又は避難指示に関し、その対象範囲、発令時期等について専門的知見等に基づく助言を行うよう努めること。

鳥取県防災及び危機管理に関する基本条例の一部を改正する条例

鳥取県防災及び危機管理に関する基本条例（平成21年鳥取県条例第43号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>目次</p> <p>前文</p> <p>第1章 略</p> <p>第2章 県民活動の促進（第10条—<u>第16条</u>）</p> <p>第3章 災害又は危機に強いまちづくり（<u>第17条—第20条</u>）</p> <p>第4章 <u>被災者の支援</u>（第21条—<u>第25条</u>）</p> <p>第5章 関係者相互の連携（<u>第26条—第30条</u>）</p> <p>第6章 雑則（<u>第31条・第32条</u>）</p> <p>附則</p> <p>（目的）</p> <p>第1条 この条例は、<u>防災及び危機管理に関する基本的な考え方を定め、県民、事業者、市町村、県及び国の機関の責務を明らかにするとともに、相互に連携して被害の発生防止から復旧及び復興までの対策を総合的に講ずるために必要な事項を定めることにより、災害及び危機から県民の生命、身体及び財産を守り、安全に暮らすことのできる地域社会を実現することを目的とする。</u></p> <p>（定義）</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 災害 地震、津波、豪雨、豪雪、洪水、高潮、暴風、竜巻、崖崩れ、土石流、地滑りその他の異常な自然現象、大規模な火事若しくは爆発、放射性物質の大量の放出又は多数の者の遭難を伴う船舶の沈没、列車の衝突若しくは航空機の墜落その他の大規模な事故により生ずる被害をいう。</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 防災 災害を未然に防止し、災害が発生した場合における被害の拡大を防ぎ、<u>及び速やかに災害の復旧を図ることをいう。</u></p> <p>(4)・(5) 略</p> <p>(6) <u>災害ボランティア活動</u> 不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与することを目的として、個人又は団体（自主防災組織を除く。）が自発的に行</p>	<p>目次</p> <p>前文</p> <p>第1章 略</p> <p>第2章 県民活動の促進（第10条—<u>第15条</u>）</p> <p>第3章 災害又は危機に強いまちづくり（<u>第16条—第20条</u>）</p> <p>第4章 <u>災害時要援護者に係る対策</u>（第21条—<u>第23条</u>）</p> <p>第5章 関係者相互の連携（<u>第24条—第28条</u>）</p> <p>第6章 雑則（<u>第29条・第30条</u>）</p> <p>附則</p> <p>（目的）</p> <p>第1条 この条例は、<u>防災及び危機管理に関し、基本的な考え方を定め、県民、事業者、市町村、県及び国の機関の責務を明らかにするとともに、相互に連携して対策を講ずるために必要な事項を定めることにより、災害及び危機から県民の生命、身体及び財産を守り、安全に暮らすことのできる地域社会を実現することを目的とする。</u></p> <p>（定義）</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 災害 地震、津波、豪雨、豪雪、洪水、高潮、暴風その他の異常な自然現象、大規模な火事若しくは爆発、放射性物質の大量の放出又は多数の者の遭難を伴う船舶の沈没、列車の衝突若しくは航空機の墜落その他の大規模な事故により生ずる被害をいう。</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 防災 災害を未然に防止し、災害が発生した場合における被害の拡大を防ぎ、<u>並びに災害の復旧及び復興を図ることをいう。</u></p> <p>(4)・(5) 略</p> <p>(6) <u>防災ボランティア活動</u> 不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与することを目的として、個人又は団体（自主防災組織を除く。）が自発的に行</p>

う被災者の救助、復興の支援その他の防災、危機管理又は復興に関する活動をいう。

(7) 避難行動要支援者 災害若しくは危機が発生し、又は発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な高齢者、障がい者、妊婦、乳幼児、外国人その他の者であつて、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するものをいう。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、災害及び危機に備えて、事業活動の継続に必要な事項を定めた計画（以下「事業継続計画」という。）を作成し、その事業場の利用者及び従業員の安全の確保並びに事業の継続に努めるとともに、消防組織法（昭和22年法律第226号）第9条第3号に掲げる消防団及び自主防災組織の活動に協力すること等により、地域社会の一員として県民と助け合うよう努めるものとする。

2 略

(市町村の責務)

第6条 市町村は、住民に最も身近な地方公共団体として、市町村の組織及び機能の全てを挙げて、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第10号に規定する地域防災計画（以下「地域防災計画」という。）、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。以下「国民保護法」という。）第35条第1項に規定する計画及び新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第8条第1項に規定する計画に定めるとされている事項についてはこれらの計画にのっとり、その市町村の区域における防災、危機管理及び復興に関する施策を実施するものとする。

2 市町村は、消防組織法第9条各号に掲げる機関（以下「消防機関」という。）その他市町村の防災及び危機管理に関する組織を整備するとともに、自主防災組織の充実及び災害ボランティア活動を行いやすい環境の整備を図るものとする。

3 略

(県の責務)

第7条 県は、市町村を包括する広域の地方公共団体として、県の組織及び機能の全てを挙げて、地域防災計画、国民保護法第34条第1項に規定する計画、

う被災者の救助、復興の支援その他の防災又は危機管理に関する活動をいう。

(7) 災害時要援護者 災害又は危機が発生した場合における避難に、他者による介助その他の援護を必要とする高齢者、障害者、妊婦、乳幼児、外国人その他の者をいう。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、災害及び危機に備えて、その事業場の利用者及び従業員の安全を確保するための取組を推進するとともに、消防組織法（昭和22年法律第226号）第9条第3号に掲げる消防団及び自主防災組織の活動に協力すること等により、地域社会の一員として県民と助け合うよう努めるものとする。

2 略

(市町村の責務)

第6条 市町村は、住民に最も身近な地方公共団体として、市町村の組織及び機能のすべてを挙げて、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第10号に規定する地域防災計画（以下「地域防災計画」という。）及び武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。以下「国民保護法」という。）第35条第1項に規定する計画に定めるとされている事項についてはこれらの計画にのっとり、その市町村の区域における防災及び危機管理に関する施策を実施するものとする。

2 市町村は、消防組織法第9条各号に掲げる機関（以下「消防機関」という。）その他市町村の防災及び危機管理に関する組織を整備するとともに、自主防災組織の充実及び防災ボランティア活動を行いやすい環境の整備を図るものとする。

3 略

(県の責務)

第7条 県は、市町村を包括する広域の地方公共団体として、県の組織及び機能のすべてを挙げて、地域防災計画、国民保護法第34条第1項に規定する計画

新型インフルエンザ等対策特別措置法第7条第1項に規定する計画及び第33条の規定により作成する計画にのっとり、広域にわたる防災、危機管理及び復興に関する施策を実施するものとする。

2 県は、災害対策基本法第61条の2の規定による助言、ヘリコプターを用いた消火、救助等による消防の支援その他の市町村の防災、危機管理及び復興に関する活動の支援を行うとともに、県と市町村間及び市町村相互間の防災、危機管理及び復興に関する連絡調整を行うものとする。

3・4 略

(国の機関の責務)

第9条 国の機関は、災害対策基本法第2条第9号に規定する防災業務計画、国民保護法第33条第1項に規定する計画及び新型インフルエンザ等対策特別措置法第6条第1項に規定する計画に定めることとされている事項についてはこれらの計画にのっとり、その所掌事務に係る防災、危機管理及び復興に関する施策を実施するとともに、市町村及び県に対して、防災、危機管理及び復興に関する情報の提供その他必要な措置を講ずるものとする。

第2章 県民活動の促進

(県民運動の推進)

第10条 知事は、市町村長その他の関係機関と協力して、第3条に規定する基本的な考え方に対する県民及び事業者の理解を深め、次に掲げる行動その他の防災及び危機管理に役立つ行動を県民全体に定着させる運動を推進するために必要な施策を実施するものとする。

(1) 想定される災害及び危機の危険性に応じ、食糧等の必需品の備蓄、避難場所及び家族との連絡手段の確保その他の必要な備えを行うこと。

(2) 災害及び危機の発生に応じた行動がとれるよう防災及び危機管理に関する訓練等を定期的に行うこと。

(3) 災害及び危機の予報及び警報並びに避難に関する情報の意味を理解し、これらの情報を聞きもらさないようにすること。

(4) 災害及び危機が発生した場合には、自らの生命及び身体を守ることを第1とし、避難、危険の回避等の行動をとること。

(5) 被害を受けた者に対し救助、食糧等の提供そ

及び第30条の規定により作成する計画にのっとり、広域にわたる防災及び危機管理に関する施策を実施するものとする。

2 県は、ヘリコプターを用いた消火、救助等による消防の支援その他の市町村の防災及び危機管理に関する活動の支援を行うとともに、県と市町村間及び市町村相互間の防災及び危機管理に関する連絡調整を行うものとする。

3・4 略

(国の機関の責務)

第9条 国の機関は、災害対策基本法第2条第9号に規定する防災業務計画及び国民保護法第33条第1項に規定する計画に定めることとされている事項についてはこれらの計画にのっとり、その所掌事務に係る防災及び危機管理に関する施策を実施するとともに、市町村及び県に対して、防災及び危機管理に関する情報の提供その他必要な措置を講ずるものとする。

第2章 県民活動の促進

その他の援助を行うこと。

(情報の提供)

第11条 略

(防災教育等)

第12条 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校(以下「学校」という。)又は児童福祉法(昭和22年法律第164号)第39条第1項に規定する保育所(以下「保育所」という。)を設置し、又は管理する者は、災害又は危機が発生した場合に当該学校又は保育所の幼児、児童、生徒又は学生が適切な自助及び共助の行動がとれるよう、応急手当及び避難の方法その他の防災及び危機管理に関する教育を関係機関及び地域住民と連携しながら実施するものとする。

2 事業者(市町村、県及び国の機関を含む。)は、災害又は危機が発生した場合にその従業者が適切な自助及び共助の行動がとれるよう、関係機関及び地域住民と連携しながら応急手当及び避難の方法その他の防災及び危機管理に関する訓練及び研修を実施するものとする。

3 市町村長は、災害又は危機が発生した場合に市町村長等が適切な自助及び共助の行動がとれるよう、応急手当及び避難の方法その他の防災及び危機管理に関する訓練及び研修を実施するものとする。

4 知事は、消防職員(消防組織法第11条第1項に規定する消防職員をいう。)及び消防団員(同法第19条第1項に規定する消防団員をいう。)の訓練を実施すること等により、前項に規定する市町村長の施策の実施を支援するものとする。

(自主防災組織の活動の促進)

第13条 略

2 自主防災組織は、災害若しくは危機が発生し、又は発生するおそれがある場合の活動に関する計画に基づき、防災及び危機管理に取り組むよう努めるものとする。

3 略

4 略

(災害ボランティア活動の環境整備)

第14条 市町村長は、被災者との連絡調整を行う者の育成及び確保、受入体制の整備、資機材の提供その

(情報の提供)

第10条 略

(防災教育等)

第11条 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校(以下「学校」という。)又は児童福祉法(昭和22年法律第164号)第39条第1項に規定する保育所(以下「保育所」という。)を設置し、又は管理する者は、災害又は危機が発生した場合に当該学校又は保育所の幼児、児童、生徒又は学生が適切な自助及び共助の行動がとれるよう、救急手当の方法その他の防災及び危機管理に関する教育を実施するものとする。

2 事業者(市町村、県及び国の機関を含む。)は、災害又は危機が発生した場合にその従業者が適切な自助及び共助の行動がとれるよう、救急手当の方法その他の防災及び危機管理に関する訓練及び研修を実施するものとする。

3 市町村長は、災害又は危機が発生した場合に市町村長等が適切な自助及び共助の行動がとれるよう、救急手当の方法その他の防災及び危機管理に関する訓練及び研修を実施するものとする。

4 知事は、消防職員(消防組織法第11条第1項に規定する消防職員をいう。)及び消防団員(同法第19条第1項に規定する消防団員をいう。)の訓練並びに防災及び危機管理に関して指導的役割を担う者の研修を実施すること等により、前項に規定する市町村長の施策の実施を支援するものとする。

(自主防災組織の活性化)

第12条 略

2 略

3 略

(防災ボランティア活動の環境整備)

第13条 市町村長は、被災者との連絡調整を行う者の育成及び確保、受入体制の整備、資機材の提供その

他災害ボランティア活動を円滑に行うことができる環境の整備を行うものとする。

2 略

(事業継続計画の作成支援)

第15条 知事は、事業継続計画を作成する事業者に対し、情報の提供その他の必要な支援を行うものとする。

(ライフラインの維持)

第16条 略

(まちづくりにおける配慮)

第17条 市町村長及び知事は、居住者の減少、交通の途絶の危険性その他の地域の実情を踏まえ、防災及び危機管理の視点に立ったまちづくり及び災害又は危機が発生した場合に消防、救助、医療その他の措置を講ずることができるまちづくりに努めるものとする。

2 知事は、災害若しくは危機が発生し、又は発生するおそれがある場合に必要な業務を的確に実施できるよう、事業継続計画を作成するとともに、市町村の業務が継続されるよう支援するものとする。

3 市町村長は、災害若しくは危機が発生し、又は発生するおそれがある場合に必要な業務を的確に実施できるよう、事業継続計画を作成するよう努めるものとする。

(防災施設の計画的整備)

第18条 略

(建築物の耐震改修の促進)

第19条 略

他防災ボランティア活動を円滑に行うことができる環境の整備を行うものとする。

2 略

(事業継続計画の作成支援)

第14条 知事は、災害又は危機が発生した場合に事業活動を継続するため必要な事項を定めた計画を作成する事業者に対し、情報の提供その他の必要な支援を行うものとする。

(ライフラインの維持)

第15条 略

(まちづくりにおける配慮)

第16条 市町村長及び知事は、まちづくりに関する施策の策定及び実施に当たっては、防災及び危機管理の視点に立って行うよう努めるものとする。

(防災施設の計画的整備)

第17条 略

(建築物の耐震改修の促進)

第18条 略

(避難所の耐震改修の計画的実施)

第19条 市町村長は、当該市町村の地域防災計画において避難所に指定した建築物のうち、地震に対する安全性に係る建築基準法（昭和25年法律第201号）又はこれに基づく命令若しくは鳥取県建築基準法施行条例（昭和47年鳥取県条例第43号）の規定に適合しない建築物で同法第3条第2項の規定の適用を受けているものについて、耐震診断及び耐震改修に関する計画を定め、その所有者及び管理者の協力を得て、耐震改修を計画的に進めるものとする。

(耐震診断等の状況の公表)

第20条 知事は、建築基準法(昭和25年法律第201号)第12条第1項の規定による報告を受け、又は同条第2項の規定による点検を行ったときは、これらの規定による報告の内容又は点検の結果のうち耐震診断及び耐震改修の実施状況に関するものを、建築物ごとに速やかに公表するものとする。

第4章 被災者の支援

(避難行動要支援者支援体制の整備)

第21条 市町村長は、自主防災組織、民生委員法(昭和23年法律第198号)に規定する民生委員(以下「民生委員」という。)、児童福祉法に規定する児童委員(以下「児童委員」という。)、消防機関、警察その他の関係者の協力を得て、避難行動要支援者がその特性を踏まえた円滑かつ迅速な避難をできるように、必要な支援を行う体制を整備するものとする。

2 市町村長、自主防災組織、民生委員、児童委員及び消防機関は、前項に規定する体制を整備するため、避難行動要支援者名簿の関係者への提供について同意を得ること等により、避難行動要支援者に関する情報を共有するよう努めるものとする。

(個人情報を守る義務)

第22条 避難行動要支援者の避難に関する事務に従事している者及び従事していた者は、その事務の処理に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的で使用してはならない。

(避難に関する情報)

第23条 市町村長は、避難所に避難した者に関する情報を収集し、整理するよう努めるものとする。

2 市町村長は、災害若しくは危機が発生し、又は発

2 知事は、県が設置し、又は管理する建築物について耐震改修を行うこと等により、前項に規定する市町村長の施策の実施に協力するものとする。

(耐震診断等の状況の公表)

第20条 知事は、建築基準法第12条第1項の規定による報告を受け、又は同条第2項の規定による点検を行ったときは、これらの規定による報告の内容又は点検の結果のうち耐震診断及び耐震改修の実施状況に関するものを、建築物ごとに速やかに公表するものとする。

第4章 災害時要援護者に係る対策

(避難体制の整備)

第21条 市町村長は、自主防災組織、民生委員法(昭和23年法律第198号)に規定する民生委員(以下「民生委員」という。)、消防機関、警察その他の関係者の協力を得て、災害時要援護者が円滑かつ迅速に避難し、安全を確保することができる体制の整備を進めるものとする。

2 市町村長、自主防災組織、民生委員及び消防機関は、前項に規定する体制を整備するため、災害時要援護者に関する情報を共有するよう努めるものとする。

(安否に関する情報)

第22条 市町村長は、災害時要援護者が避難する必要が生じた場合は、自主防災組織、民生委員、消防機関、警察及び災害時要援護者が利用する施設の管理者の協力を得て、その安否に関する情報を収集し、整理するよう努めるものとする。

(個人情報を守る義務)

第23条 災害時要援護者の避難に関する事務に従事している者及び従事していた者は、その事務の処理に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的で使用してはならない。

生するおそれがある場合は、自主防災組織、民生委員、児童委員、消防機関、警察及び避難行動要支援者が利用する施設の管理者の協力を得て、避難行動要支援者の避難の状況、避難所の状況その他その安全の確保に必要な情報を収集し、整理するよう努めるものとする。

(避難所の運営等)

第24条 避難所に避難した者は、互いに助け合い、協力して、自主的に運営するよう努めるものとする。

2 市町村長は、避難所に避難した避難行動要支援者等の生活環境の整備に必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 知事は、前項に規定する市町村長の施策の実施を支援するものとする。

(広域的避難等)

第25条 市町村長及び知事は、他の市町村又は他の都道府県への避難が必要な場合に備え、避難を円滑かつ迅速に行うために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第5章 関係者相互の連携

(県民の意見の反映)

第26条 知事は、次に掲げる計画を策定し、又はこれらの計画について重要な変更をするときは、あらかじめその要旨を公表し、県民の意見を聴くものとする。

(1)・(2) 略

(3) 新型インフルエンザ等対策特別措置法第7条第1項に規定する計画

(4) 略

(5) 略

(6) 第32条の規定により作成する計画

2 略

(協働の推進)

第27条 知事は、次に掲げるものと協議を行う場を設けること等により密接に連携を図り、防災、危機管理及び復興に関する取組において協働を進めるものとする。

(1)～(5) 略

(6) 災害ボランティア活動の連絡調整を行う者

(7) 前各号に掲げるもののほか、防災、危機管理

第5章 関係者相互の連携

(県民の意見の反映)

第24条 知事は、次に掲げる計画を策定し、又はこれらの計画について重要な変更をするときは、あらかじめその要旨を公表し、県民の意見を聴くものとする。

(1)・(2) 略

(3) 略

(4) 略

(5) 第30条の規定により作成する計画

2 略

(協働の推進)

第25条 知事は、次に掲げるものと協議を行う場を設けること等により密接に連携を図り、防災及び危機管理に関する取組において協働を進めるものとする。

(1)～(5) 略

(6) 防災ボランティア活動の連絡調整を行う者

(7) 前各号に掲げるもののほか、防災又は危機管

又は復興に関する取組を推進するために必要な者	理に関する取組を推進するために必要な者
<p>(事業者との協定)</p> <p>第28条 略</p>	<p>(事業者との協定)</p> <p>第26条 略</p>
<p>(報道機関等の協力)</p> <p>第29条 略</p>	<p>(報道機関等の協力)</p> <p>第27条 略</p>
<p>(指針の作成)</p> <p>第30条 知事は、市町村長と協議して、市町村の防災、危機管理又は復興に関する施策の参考となる指針を定めることができる。</p> <p>2 略</p>	<p>(指針の作成)</p> <p>第28条 知事は、市町村長と協議して、市町村の防災又は危機管理に関する施策の参考となる指針を定めることができる。</p> <p>2 略</p>
<p>(復興の円滑な推進)</p> <p>第31条 知事は、災害又は危機により被害を受けた県民の生活の再建、地域社会の再生その他の復興に関する施策を円滑に実施するため、あらかじめ次に掲げる事項を地域防災計画に定めるものとする。</p> <p>(1) 復興の基本的な考え方に関する事項</p> <p>(2)～(4) 略</p>	<p>(復興の円滑な推進)</p> <p>第29条 知事は、災害又は危機により被害を受けた県民の生活の再建、地域社会の再生その他の復興に関する施策を円滑に実施するため、あらかじめ次に掲げる事項を地域防災計画に定めるものとする。</p> <p>(1) 復興の基本方針に関する事項</p> <p>(2)～(4) 略</p>
<p>(危機管理に関する計画)</p> <p>第32条 知事は、危機管理のための措置を的確かつ迅速に実施するため、あらかじめ次に掲げる事項（地域防災計画、国民保護法第34条第1項に規定する計画及び新型インフルエンザ等対策特別措置法第7条第1項に規定する計画に定めることとされている事項を除く。）について定めた計画を作成するものとする。</p> <p>(1)～(4) 略</p>	<p>(危機管理に関する計画)</p> <p>第30条 知事は、危機管理のための措置を的確かつ迅速に実施するため、あらかじめ次に掲げる事項（地域防災計画及び国民保護法第34条第1項に規定する計画に定めることとされている事項を除く。）について定めた計画を作成するものとする。</p> <p>(1)～(4) 略</p>

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

○鳥取県防災及び危機管理に関する基本条例

目次

前文

第1章 総則（第1条—第9条）

第2章 県民活動の促進（第10条—第16条）

第3章 災害又は危機に強いまちづくり（第17条—第20条）

第4章 被災者の支援（第21条—第25条）

第5章 関係者相互の連携（第26条—第30条）

第6章 雑則（第31条・第32条）

附則

鳥取県は、昭和18年9月10日に発生した鳥取地震や、昭和27年4月17日に発生した鳥取大火といった大災害から復興を果たしてきた。また、平成12年10月6日に発生した鳥取県西部地震では、県内外から駆け付けた人々による支援活動が被災地に希望を与えるとともに、住民同士が互いに支え合う地域社会の大切さを再認識することになった。

災害や危機の発生自体を完全に防ぐことはできないが、防災や危機管理の対策を講ずることで、被害を少なくすることはできる。そのためには、行政はもとより、私たち一人一人が災害や危機に備え、対策に取り組んでいくことが重要である。少子高齢化、過疎化等が進展し、人と人との絆が失われつつある今こそ、地域社会を再生し、地域における防災と危機管理の能力を高めていかなければならない。

このような認識に基づき、県民と行政が共に力を合わせて災害や危機に強い地域づくりを進め、県民の生命、身体及び財産を守ることができるようにするため、この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、防災及び危機管理に関する基本的な考え方を定め、県民、事業者、市町村、県及び国の機関の責務を明らかにするとともに、相互に連携して被害の発生防止から復旧及び復興までの対策を総合的に講ずるために必要な事項を定めることにより、災害及び危機から県民の生命、身体及び財産を守り、安全に暮らすことのできる地域社会を実現することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 災害 地震、津波、豪雨、豪雪、洪水、高潮、暴風、竜巻、崖崩れ、土石流、地滑りその他の異常な自然現象、大規模な火事若しくは爆発、放射性物質の大量の放出又は多数の者の遭難を伴う船舶の沈没、列車の衝突若しくは航空機の墜落その他の大規模な事故により生ずる被害をいう。
- (2) 危機 住民の生命、身体及び財産に対して災害に相当する程度の被害を生ずるおそれがあるテロリズムの発生、感染症のまん延その他の事態であつて、放置すれば社会的混乱が生ずるおそれがあるものをいう。
- (3) 防災 災害を未然に防止し、災害が発生した場合における被害の拡大を防ぎ、及び速やかに災害の復旧を図ることをいう。
- (4) 危機管理 危機の発生に対する準備を整え、危機が発生した場合における被害の発生及び拡大を防ぐことにより、社会に及ぼす影響をできる限り低減するように対処することをいう。
- (5) 自主防災組織 災害又は危機から自己の居住する地域社会を守る活動を行うため、住民が自発的に結成する団体（これらの活動を行う自治会その他の地縁による団体を含む。）をいう。
- (6) 災害ボランティア活動 不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与することを目的として、個人又は団体（自主防災組織を除く。）が自発的に行う被災者の救助、復興の支援その他の防災、危機管理又は復興に関する活動をいう。
- (7) 避難行動要支援者 災害若しくは危機が発生し、又は発生するおそれがある場合に自ら避難

することが困難な高齢者、障がい者、妊婦、乳幼児、外国人その他の者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するものをいう。

(基本的な考え方)

第3条 防災及び危機管理は、次に掲げる事項を基本として、県民、事業者、市町村、県及び国の機関がそれぞれの役割を果たすとともに、相互に連携して行うものとする。

- (1) 自助（自己の生命、身体及び財産を自ら守ることをいう。以下同じ。）、共助（住民が互いに助け合ってその生命、身体及び財産を守ることをいう。以下同じ。）及び公助（市町村、県又は国が住民の生命、身体及び財産を守ることをいう。以下同じ。）の取組を総合的に推進すること。
- (2) 災害及び危機の発生は避けられないことを前提として、それによる人の生命、身体及び財産に対する被害を少しでも軽減し、又はなくすという目標を達成するために、状況に応じて予防対策、応急措置、復旧対策等の様々な取組を積み重ねていくこと。
- (3) 災害及び危機の発生の頻度及び発生した場合における被害の程度の予測に基づく災害及び危機の危険性に関する情報を交換し、及び共有すること。

(県民の責務)

第4条 県民は、災害及び危機に備えて、情報の収集、食糧等の備蓄その他の自助の取組及び自主防災組織の活動への参加その他の共助の取組を推進するよう努めるものとする。

- 2 県民は、災害又は危機が発生した場合は、被害の発生又は拡大を回避し、互いに協力して助け合うとともに、被害を受けた生活の再建及び地域社会の再生に努めるものとする。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、災害及び危機に備えて、事業活動の継続に必要な事項を定めた計画（以下「事業継続計画」という。）を作成し、その事業場の利用者及び従業員の安全の確保並びに事業の継続に努めるとともに、消防組織法（昭和22年法律第226号）第9条第3号に掲げる消防団及び自主防災組織の活動に協力すること等により、地域社会の一員として県民と助け合うよう努めるものとする。

- 2 事業者は、災害又は危機が発生した場合は、被害を最小限にとどめるため、被災者の救助等を行うとともに、事業活動の継続又は迅速な再開に努めるものとする。

(市町村の責務)

第6条 市町村は、住民に最も身近な地方公共団体として、市町村の組織及び機能の全てを挙げて、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第10号に規定する地域防災計画（以下「地域防災計画」という。）、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。以下「国民保護法」という。）第35条第1項に規定する計画及び新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第8条第1項に規定する計画に定めることとされている事項についてはこれらの計画にのっとり、その市町村の区域における防災、危機管理及び復興に関する施策を実施するものとする。

- 2 市町村は、消防組織法第9条各号に掲げる機関（以下「消防機関」という。）その他市町村の防災及び危機管理に関する組織を整備するとともに、自主防災組織の充実及び災害ボランティア活動を行いやすい環境の整備を図るものとする。
- 3 消防機関は、災害及び危機から住民の生命、身体及び財産を守るため、市町村長及び警察と密接に連携するものとする。

(県の責務)

第7条 県は、市町村を包括する広域の地方公共団体として、県の組織及び機能の全てを挙げて、地域防災計画、国民保護法第34条第1項に規定する計画、新型インフルエンザ等対策特別措置法第7条第1項に規定する計画及び第33条の規定により作成する計画にのっとり、広域にわたる防災、危機管理及び復興に関する施策を実施するものとする。

- 2 県は、災害対策基本法第61条の2の規定による助言、ヘリコプターを用いた消火、救助等による消

防の支援その他の市町村の防災、危機管理及び復興に関する活動の支援を行うとともに、県と市町村間及び市町村相互間の防災、危機管理及び復興に関する連絡調整を行うものとする。

- 3 県は、災害又は危機が発生した場合において、被害の程度により必要があると認めるときは、災害対策基本法第29条第1項その他の法令の規定によるほか、他の都道府県又は自衛隊、海上保安庁その他の国の機関に対して支援を要請するものとする。
- 4 警察は、災害及び危機から県民の生命、身体及び財産を守るため、知事及び消防機関と密接に連携するものとする。

(地方公共団体相互の連携)

第8条 県及び市町村は、災害及び危機から住民の生命、身体及び財産を守るため、他の地方公共団体と密接に連携するものとする。

(国の機関の責務)

第9条 国の機関は、災害対策基本法第2条第9号に規定する防災業務計画、国民保護法第33条第1項に規定する計画及び新型インフルエンザ等対策特別措置法第6条第1項に規定する計画に定めるところとされている事項についてはこれらの計画にのっとり、その所掌事務に係る防災、危機管理及び復興に関する施策を実施するとともに、市町村及び県に対して、防災、危機管理及び復興に関する情報の提供その他必要な措置を講ずるものとする。

第2章 県民活動の促進

(県民運動の推進)

第10条 知事は、市町村長その他の関係機関と協力して、第3条に規定する基本的な考え方に対する県民及び事業者の理解を深め、次に掲げる行動その他の防災及び危機管理に役立つ行動を県民全体に定着させる運動を推進するために必要な施策を実施するものとする。

- (1) 想定される災害及び危機の危険性に応じ、食糧等の必需品の備蓄、避難場所及び家族との連絡手段の確保その他の必要な備えを行うこと。
- (2) 災害及び危機の発生に応じた行動がとれるよう防災及び危機管理に関する訓練等を定期的に行うこと。
- (3) 災害及び危機の予報及び警報並びに避難に関する情報の意味を理解し、これらの情報を聞きもらさないようにすること。
- (4) 災害及び危機が発生した場合には、自らの生命及び身体を守ることを第1とし、避難、危険の回避等の行動をとること。
- (5) 被害を受けた者に対し救助、食糧等の提供その他の援助を行うこと。

(情報の提供)

第11条 市町村長は、その区域内の住民及び事業者（以下「市町村民等」という。）に対し、災害又は危機の発生原因、被害の内容、避難所、避難を始める判断の参考となる情報その他災害及び危機に対して適切な行動をとるために必要な情報を提供するものとする。この場合においては、災害が発生するおそれの高い場所、避難所、避難の方法及び経路、情報の伝達方法その他防災に関する情報を表示した地図を作成し、その内容及び活用方法を周知するよう特に配慮するものとする。

- 2 知事は、県民及び事業者に対し、災害又は危機の発生原因、被害の内容その他災害及び危機に対して適切な行動をとるために必要な情報を提供するとともに、前項に規定する市町村長の施策の実施を支援するものとする。

(防災教育等)

第12条 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校（以下「学校」という。）又は児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条第1項に規定する保育所（以下「保育所」という。）を設置し、又は管理する者は、災害又は危機が発生した場合に当該学校又は保育所の幼児、児童、生徒又は

学生が適切な自助及び共助の行動がとれるよう、応急手当及び避難の方法その他の防災及び危機管理に関する教育を関係機関及び地域住民と連携しながら実施するものとする。

- 2 事業者（市町村、県及び国の機関を含む。）は、災害又は危機が発生した場合にその従業者が適切な自助及び共助の行動がとれるよう、関係機関及び地域住民と連携しながら応急手当及び避難の方法その他の防災及び危機管理に関する訓練及び研修を実施するものとする。
- 3 市町村長は、災害又は危機が発生した場合に市町村民等が適切な自助及び共助の行動がとれるよう、応急手当及び避難の方法その他の防災及び危機管理に関する訓練及び研修を実施するものとする。
- 4 知事は、消防職員（消防組織法第11条第1項に規定する消防職員をいう。）及び消防団員（同法第19条第1項に規定する消防団員をいう。）の訓練を実施すること等により、前項に規定する市町村長の施策の実施を支援するものとする。

（自主防災組織の活動の促進）

第13条 自主防災組織は、市町村と連携して、その活動について住民の理解を深め、より多くの住民の参加を得るよう努めるものとする。

- 2 自主防災組織は、災害若しくは危機が発生し、又は発生するおそれがある場合の活動に関する計画に基づき、防災及び危機管理に取り組むよう努めるものとする。
- 3 市町村長は、自主防災組織の結成及び活動に対し、資機材の提供、研修の実施その他の必要な支援を行うものとする。この場合においては、自主防災組織において指導的役割を担う者の育成及び確保について、特に配慮するものとする。
- 4 知事は、前項に規定する市町村長の施策の実施を支援するとともに、特に優秀な自主防災組織又はその指導者を表彰し、その業績を一般に知らせるものとする。

（災害ボランティア活動の環境整備）

第14条 市町村長は、被災者との連絡調整を行う者の育成及び確保、受入体制の整備、資機材の提供その他災害ボランティア活動を円滑に行うことができる環境の整備を行うものとする。

- 2 知事は、前項に規定する市町村長の施策の実施を支援するものとする。

（事業継続計画の作成支援）

第15条 知事は、事業継続計画を作成する事業者に対し、情報の提供その他の必要な支援を行うものとする。

（ライフラインの維持）

第16条 ライフライン事業者（電気、ガス、上下水道、通信又は鉄道の事業を行う者をいう。以下同じ。）は、その事業の用に供する施設への被害の発生を防ぐ取組を推進するとともに、災害又は危機が発生した場合は、被害の発生及び拡大を防ぎ、被害の復旧を速やかに行うよう努めるものとする。

第3章 災害又は危機に強いまちづくり

（まちづくりにおける配慮）

第17条 市町村長及び知事は、居住者の減少、交通の途絶の危険性その他の地域の実情を踏まえ、防災及び危機管理の視点に立ったまちづくり及び災害又は危機が発生した場合に消防、救助、医療その他の措置を講ずることができるまちづくりに努めるものとする。

- 2 知事は、災害若しくは危機が発生し、又は発生するおそれがある場合に必要な業務を的確に実施できるよう、事業継続計画を作成するとともに、市町村の業務が継続されるよう支援するものとする。
- 3 市町村長は、災害若しくは危機が発生し、又は発生するおそれがある場合に必要な業務を的確に実施できるよう、事業継続計画を作成するよう努めるものとする。

（防災施設の計画的整備）

第18条 知事は、洪水又は土砂災害の発生を防止する施設その他の防災又は危機管理に役立つ施設の整

備に関する目標を定め、これらの施設の整備を計画的に進めるものとする。

- 2 知事は、地震により生ずる被害の軽減を図るため、地震防災対策特別措置法（平成7年法律第111号）第1条の2の規定に基づき、地震防災対策の実施に関する目標を定めるとともに、同法第2条第1項に規定する計画で定めるところにより、同法第3条第1項各号に掲げる施設等の整備を計画的に進めるものとする。

（建築物の耐震改修の促進）

第19条 知事は、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号。以下「耐震改修促進法」という。）第5条第1項に規定する計画で定めるところにより、建築物の耐震診断（地震に対する安全性を評価することをいう。以下同じ。）及び耐震改修（地震に対する安全性の向上を目的として、増築、改築、修繕若しくは模様替又は敷地の整備をすることをいう。以下同じ。）の促進を図るものとする。

（耐震診断等の状況の公表）

第20条 知事は、建築基準法（昭和25年法律第201号）第12条第1項の規定による報告を受け、又は同条第2項の規定による点検を行ったときは、これらの規定による報告の内容又は点検の結果のうち耐震診断及び耐震改修の実施状況に関するものを、建築物ごとに速やかに公表するものとする。

第4章 被災者の支援

（避難行動要支援者支援体制の整備）

第21条 市町村長は、自主防災組織、民生委員法（昭和23年法律第198号）に規定する民生委員（以下「民生委員」という。）、児童福祉法に規定する児童委員（以下「児童委員」という。）、消防機関、警察その他の関係者の協力を得て、避難行動要支援者がその特性を踏まえた円滑かつ迅速な避難をできるよう、必要な支援を行う体制を整備するものとする。

- 2 市町村長、自主防災組織、民生委員、児童委員及び消防機関は、前項に規定する体制を整備するため、避難行動要支援者名簿の関係者への提供について同意を得ること等により、避難行動要支援者に関する情報を共有するよう努めるものとする。

（個人情報を守る義務）

第22条 避難行動要支援者の避難に関する事務に従事している者及び従事していた者は、その事務の処理に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的で使用してはならない。

（避難に関する情報）

第23条 市町村長は、避難所に避難した者に関する情報を収集し、整理するよう努めるものとする。

- 2 市町村長は、災害若しくは危機が発生し、又は発生するおそれがある場合は、自主防災組織、民生委員、児童委員、消防機関、警察及び避難行動要支援者が利用する施設の管理者の協力を得て、避難行動要支援者の避難の状況、避難所の状況その他その安全の確保に必要な情報を収集し、整理するよう努めるものとする。

（避難所の運営等）

第24条 避難所に避難した者は、互いに助け合い、協力して、自主的に運営するよう努めるものとする。

- 2 市町村長は、避難所に避難した避難行動要支援者等の生活環境の整備に必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- 3 知事は、前項に規定する市町村長の施策の実施を支援するものとする。

（広域的避難等）

第25条 市町村長及び知事は、他の市町村又は他の都道府県への避難が必要な場合に備え、避難を円滑かつ迅速に行うために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第5章 関係者相互の連携

(県民の意見の反映)

第26条 知事は、次に掲げる計画を策定し、又はこれらの計画について重要な変更をするときは、あらかじめその要旨を公表し、県民の意見を聴くものとする。

- (1) 地域防災計画
- (2) 国民保護法第34条第1項に規定する計画
- (3) 新型インフルエンザ等対策特別措置法第7条第1項に規定する計画
- (4) 地震防災対策特別措置法第2条第1項に規定する計画
- (5) 耐震改修促進法第5条第1項に規定する計画
- (6) 第30条の規定により作成する計画

2 知事は、前項の規定により聴いた県民の意見を同項各号に掲げる計画に反映させるよう努めるものとする。

(協働の推進)

第27条 知事は、次に掲げるものと協議を行う場を設けること等により密接に連携を図り、防災、危機管理及び復興に関する取組において協働を進めるものとする。

- (1) 日本赤十字社
- (2) 鳥取県社会福祉協議会その他の社会福祉法人
- (3) 県内の医師により組織された団体その他の医療関係団体
- (4) ライフライン事業者及び次条の規定により協定を締結した事業者
- (5) 自主防災組織
- (6) 災害ボランティア活動の連絡調整を行う者
- (7) 前各号に掲げるもののほか、防災、危機管理又は復興に関する取組を推進するために必要な者

(事業者との協定)

第28条 市町村長及び知事は、災害又は危機が発生した場合に食糧その他の生活物資の供給及び輸送、応急の復旧工事の施工等の対策が的確かつ迅速に実施されるよう、その実施について協力を受ける事業者とあらかじめ協定を締結するよう努めるものとする。

(報道機関等の協力)

第29条 市町村長及び知事は、避難の指示その他防災及び危機管理に関する情報を住民及び事業者に知らせるため必要があると認めるときは、放送機関、新聞社、通信社その他の報道機関に対して協力を求めることができる。

2 市町村長及び知事は、災害又は危機により生ずる被害の発生及び拡大を防ぐため必要があると認めるときは、自宅での待機、集会の延期その他の措置について、県民及び事業者に対して協力を求めることができる。

(指針の作成)

第30条 知事は、市町村長と協議して、市町村の防災、危機管理又は復興に関する施策の参考となる指針を定めることができる。

2 知事は、前項の規定により指針を作成したときは、これを公表するものとする。

第6章 雑則

(復興の円滑な推進)

第31条 知事は、災害又は危機により被害を受けた県民の生活の再建、地域社会の再生その他の復興に関する施策を円滑に実施するため、あらかじめ次に掲げる事項を地域防災計画に定めるものとする。

- (1) 復興の基本的な考え方に関する事項
- (2) 災害復興本部の設置及び組織に関する事項
- (3) 復興に関する施策に県民の意見を反映させる手続に関する事項
- (4) 前3号に掲げるもののほか、復興を円滑に進めるために必要な事項

(危機管理に関する計画)

第32条 知事は、危機管理のための措置を的確かつ迅速に実施するため、あらかじめ次に掲げる事項(地域防災計画、国民保護法第34条第1項に規定する計画及び新型インフルエンザ等対策特別措置法第7条第1項に規定する計画に定めることとされている事項を除く。)について定めた計画を作成するものとする。

- (1) 県が実施する危機管理のための措置の内容及び実施方法に関する事項
- (2) 危機管理のための措置を実施するための体制に関する事項
- (3) 危機管理のための措置の実施に関する関係機関との連携に関する事項
- (4) 前3号に掲げるもののほか、危機管理のための措置の実施に関し必要な事項

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(検討)

- 2 知事は、この条例の施行後3年を経過したときは、この条例の規定及びその実施状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則 (平成25年条例第5号) 抄

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。